







特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例によりあらかじめ税務署長に届け出て行う同令第五条第一項の定めるところにより当該事項を送信する方法又は当該事項を記録した光ディスク若しくは磁気ディスクを提出する方法をいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、そ

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の特例届出書を提出した者は、当該書類に代えて、同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）及び当該相手国等の権限ある当局の当該特例届出書を提出した者の居住者証明書を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した者は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国居住者等上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徵収されるべき所得税について第十項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局のその者が当該相手国居住者等上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる。相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出日の以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとのみなし、特例届出書を提出した者がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国居住者等上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。

次の場合には、当該各号に定める書類にそ者の個人番号又は法人番号を付記するものと

一 第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第九項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する

四 払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

五 当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

六 当該相手国居住者等上場株式等配当等の金額及びその交付の日

七 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

八 その他参考となるべき事項

特例届出書を提出した者がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受けた相手国居住者等上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出している

月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者については、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者については、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

二 当該相手国居住者等上場株式等配当等につき当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る租稅條約の規定に基づき租稅の輕減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該相手国居住者等上場株式等配当等の支

源泉徵收義務者

源泉徴収義務者 これらの届出書又は還付請求

に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者(以下「当該株主等」といいます)の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該株主等配当等に係る法第三条の二第一項に規定する配当等(以下第一条の五までにおいて「配当等」という。)の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する外國法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号)を法令に基づき当該外国法人の株主等である者

源泉徴収義務者　これらの届出書又は還付請求書

の所得として取り扱われる場合には、その事

の所得として取り扱われる場合には

期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

二 当該株主等配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日

本 当該株主等配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

当該株主等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所その他参考となるべき事項

イ 捲げる事項  
イ 当該株主等配当等である配当の支払を受ける場合  
ロ 当該配当に係る株式、出資、基  
金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数  
量並びにその取得の日  
ハ 当該株主等配当等である利子で債券に係  
るものの支払を受ける場合  
類、名称、額面金額及び数量並びにその取  
得の日  
ハ 当該株主等配当等である利子で債券に係  
るもの以外のものの支払を受ける場合  
該利子の支払の基因となつた契約の締結の  
日、契約金額及び契約期間並びに当該契約  
期間において支払われる当該利子の金額及

三　所得として取り扱われる場合には、その事  
情の詳細

三　第一号の外国法人の株主等である者の各人  
別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又  
は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地  
及びその事業が管理され、かつ、支配されて  
いる場所の所在地並びに当該株主等配当等に  
係る配当等のうち、当該租税条約の規定にお  
いてその者の所得として取り扱われる部分の  
金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定  
の適用を受けようとする金額

四　当該株主等配当等につき当該租税条約の規  
定に基づき租税の軽減又は免除を受けること  
ができる事情の詳細

五　当該株主等配当等に係る配当等の支払者の  
氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店  
若しくは主たる事務所の所在地

六　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に

- 九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

十 第三号に規定する株主等である者(同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。)が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類

十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書

十二 前項の届出書(無記名株主等配当等に係るものを除く。)を提出した外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類(以下この項において「確認書類」という。)を添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る株主等配当等の支払を受ける日の前日までに、当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

十三 前条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。

十四 外国法人は、その支払を受ける株主等配当等である配当又は利子につき所得税法第二百十九条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第二十九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等における居住者であることを証明する書類を添付しなければならない。

十五 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の

8 6  
外国法人は、当該書類に代えて、同項の株主等である者が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の届出書に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

7  
外国法人は、その支払を受ける株主等配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書（同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。）に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

二 外国法人は、所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定（以下この項において「外国法人の株主等配当等に関する規定」という。）の適用がある株主等配当等の支払を受けた場合において、第一項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該株主等配当等につき外国法人の株主等配当等に関する規定により徴収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の還付を請求することができる。

一 租税条約の規定により当該株主等配当等について所得税が免除される場合 当該株主等配当等に対する源泉徴収による所得税の額から当該株主等配当等の額に当該株主等配当等に対し適用される法第三条の二第三項に規定する限度税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

二 租税条約の規定により当該株主等配当等について所得税が軽減される場合 当該株主等配当等に対する源泉徴収による所得税の額

前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第一項第一号から第八号までに

- 9 据げる事項並びにその還付を受けようとする所得の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書に第一項第九号から第十一号までに掲げる書類（第四項から第六項までに規定する場合に該当するときは、当該書類及びこれららの規定による書類）を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

二 外国法人で、その支払を受ける株主等配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「株主等上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徴収されるべき所得税について当該株主等上場株式等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」といいう。）に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを、当該株主等上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄税務署長に提出した場合には、当該外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける株主等上場株式等配当等につき同一項の規定による届出書の提出をしたものとみなします。

一 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

二 前号の配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに株主等上場株式等配当等に係る配当等のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の割合及び当該租税条約の適用を受けようとする割合

四 株主等上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称

五 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百一十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

六 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が國税通則法第百一十七条第二項の規定による納税管理人の届出をして居る場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）

九 第三号に規定する株主等である者（同号の租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者は、平成二十六年一月一日以後最初に前項の規定により提出される特例届出書を受理しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により当該支払の取扱者の納稅地の所轄税務署長に届け出なければならない。

十 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書

十一 第二項の規定は、第九項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第九項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。

十二 特例届出書を提出した外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける株主等上場株式等配当等の支払者ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係る租税条約の規定によ

に基づき租税の輕減又は免除を受けることができる事情の詳細

二 当該株主等上場株式等配当等に係る配当の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該株主等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

前項の規定による通知をした外国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合は、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る株主等上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱いに通知しなければならない。

特例届出書を提出した外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱いから交付を受ける株主等上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の二第二項の規定により徴収されるべき所得税について第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該株主等上場株式等配当等の支払ごとに、当項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該免除を受けようとする株主等上場株式等配当等に係る株主等である者が当該株主等上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱いを経由して、当該支払の取扱いの納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の外国法人は、当該書類に代えて、同項の株主等である者が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した外国法人に対し株主等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱い

は、当該外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱いの納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該株主等上場株式等配当等に係る配当の支払を受ける外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（法人番号を有する外国法人にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける株主等上場株式等配当等に係る配当の支払を受ける外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（法人番号を有する外国法人にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける相手国等において納税者番号を有する者は、当該納税者番号提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱いこれらに届出書又は還付請求書提出する書面により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する届出書又は還付請求書

二 当該株主等上場株式等配当等につき当該外国法人が当該株主等上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合に、当該納税者番号提出する書面を受理したこれらの規定に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は外国法人は、その支払を受ける法第三条の二第二項に規定する相手国团体配当等（以下この条において「相手国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の二第二項、第四十二条の九第三項若しくは第四十二条の十二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける相手国团体配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの（次項において「無記名相手国团体配当等」という。）である場合においては、その支払を受ける程度）に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 当該株主等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

六 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

五 当該株主等上場株式等配当等に係る配当等の金額及びその交付の日

六 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

七 その他参考となるべき事項

八 その他参考となるべき事項

九 その他参考となるべき事項

十 その他参考となるべき事項

十一 その他参考となるべき事項

十二 その他参考となるべき事項

十三 その他参考となるべき事項

十四 その他参考となるべき事項

十五 その他参考となるべき事項

十六 その他参考となるべき事項

十七 その他参考となるべき事項

十八 その他参考となるべき事項

一 第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第八項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これらに届出書又は還付請求書提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱いこれらに届出書又は還付請求書提出する書面により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する届出書又は還付請求書

二 第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する届出書又は還付請求書提出する書面を受理したこれらの規定に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は外国法人が当該株主等上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する者は、当該納税者番号提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱いこれらに届出書又は還付請求書提出する書面により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する届出書又は還付請求書

三 当該相手国团体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国团体配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この条において「相手国团体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

四 当該相手国团体配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該相手国团体の所得とし取り扱われるものの金額の合計額

五 当該相手国团体配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 当該相手国团体配当等である利子で債券を受ける場合 当該配当に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

ロ 当該相手国团体配当等である利子で債券に係るものの支払を受ける場合 当該債券の種類、名称、額面金額及び数量並びにその取得の日

ハ 当該相手国团体配当等である利子で債券を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

二 金額及びその支払期日

二 当該相手国团体配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

本 二 当該相手国团体配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

本 二 当該相手国团体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

本 二 当該相手国团体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 一 当該相手国团体配当等の支払を受ける者の当該相手国团体配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この条において「相手国团体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該相手国团体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国团体配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この条において「相手国团体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

四 当該相手国团体配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該相手国团体の所得とし取り扱われるものの金額の合計額

五 当該相手国团体配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 当該相手国团体配当等である利子で債券を受ける場合 当該配当に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

ロ 当該相手国团体配当等である利子で債券に係るものの支払を受ける場合 当該債券の種類、名称、額面金額及び数量並びにその取得の日

ハ 当該相手国团体配当等である利子で債券を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

二 金額及びその支払期日

二 当該相手国团体配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

本 二 当該相手国团体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

本 二 当該相手国团体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

- 九 八 その他参考となるべき事項  
九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる  
　　事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が  
　　外国語で作成されている場合には、その翻訳  
　　文を含む。次号において同じ。）  
十 当該相手国団体配当等の支払を受ける者が  
　　第三号の相手国団体の構成員であることを明  
　　らかにする書類  
十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の相  
　　手国団体の居住者証明書  
十二 前項の届出書（無記名相手国団体配当等に係  
　　るものを除く。）を提出した非居住者又は外国  
　　法人は、その記載事項について異動を生じた場  
　　合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生  
　　じた日その他参考となるべき事項を記載した届  
　　出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書  
　　類（以下この項において「確認書類」という。）  
　　を添付して、これを、当該異動が生じた日以後  
　　最初に当該届出書に係る相手国団体配当等の支  
　　払を受ける日の前日までに、当該相手国団体配  
　　当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源  
　　泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出し  
　　なければならない。この場合において、当該異  
　　動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外  
　　の記載事項である場合には、当該届出書に係る  
　　確認書類の添付は要しないものとする。  
十三 第二条第三項の規定は、第一項の規定により  
　　提出した同項の届出書の記載事項について異動  
　　が生じた場合について準用する。  
十四 非居住者は又は外国法人は、その支払を受ける  
　　相手国団体配当等である配当又は利息につき所  
　　得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は  
　　租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十  
　　一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二  
　　第二項若しくは第三項の規定により徵收される  
　　べき所得税について第一項に規定する租税条約  
　　の規定に基づき免除を受けようとする場合に  
　　は、同項又は第二項の規定により提出する届出  
　　書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局  
　　の当該相手国団体配当等に係る相手国団体が当  
　　該配当又は利息につき租税の免除を定める当該  
　　租税条約の規定の適用を受けることができる相  
　　手国等における居住者であることを証明する書  
　　類を添付しなければならない。

5 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、同項の相手国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の届出書に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日以前である場合には、この限りでない。

6 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける相手国団体配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書（同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。）に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日以前である場合には、この限りでない。

7 相手国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける相手国団体配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体配当等、第三国団体配当等（次条第一項に規定する第三国団体配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定期配当等（第二条の五第一項に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第一項、次条第一項又は第二条の五第一項に規定する届出書（以下この項において「構成員条約届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受ける当該相手国団体配当等につき第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体配

- 8 相手国団体配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「相手国団体上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徴収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第八号から第十号までに掲げる書類添付して、これを、当該相手国団体上場株式等の所轄税務署長に提出した場合には、当該非居住者又は外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。

一 相手国団体上場株式等配当等の支払を受けた者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあっては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受けた者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

二 相手国団体上場株式等配当等の支払を受けた者の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつている相手国団体の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

四 相手国団体上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称

五 相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

六 相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百七十三条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）

九 相手国団体上場株式等配当等の支払を受け取る者が第三号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類

十 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者証明書

十一 稟税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者は、平成二十六年一月一日以後最初に前項の規定により提出される特例届出書を受理しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に届け出なければならない。

第二項の規定は、第八項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第八項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。

相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける相手国団体上場株式等配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体上場株式等配当等、第三国団体上場株式等配当等（次条第八項に規定する第三国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等（第二条の五第九項に規定する特定上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第八項、次条第八項又は第二条の五第九項に規定する特例届出書（以下この項において「構成員特例届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人

は、その支払を受ける当該相手国団体上場株式等配当等につき第八項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の特例届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体上場株式等配当等、第三国団体上場株式等配当等又は特定上場株式等配当等につき構成員特別届出書の提出があつたもののみなす。

（前項、次条第十一項又は第二条の五第十二項の規定により相手国団体上場株式等配当等につき特例届出書の提出があつたものとみなされる者を含む。第十六項及び第十七項において同じ。）は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けうることができる事項の詳細

二 当該相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該相手国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

（前項の規定による通知をした非居住者又は外国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る相手国団体上場株式等配当等につき租税特別措定法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該相手国団体上場株式等配

当等の支払者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該相手国团体上場株式等配当等に係る相手国团体が当該相手国团体上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、同項の相手国团体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国团体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をして日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国团体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

当該相手国团体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名・住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称・本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国团体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

四 約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受け  
ることができる事情の詳細

五 当該相手国団体上場株式等配当等に係る配  
式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及  
び数量並びにその取得の日

五 当該相手国団体上場株式等配当等に係る配  
当等で、第二号の租税条約の規定において當  
該相手国団体上場株式等配当等に係る相手国  
団体の所得として取り扱われるものの金額の  
合計額

六 当該相手国団体上場株式等配当等の金額及  
びその交付の日

七 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税  
の額

八 その他参考となるべき事項

17 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人  
がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取  
扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配  
当等につき第一項又は第二項に規定する届出書の提  
出を提出しているときは、当該特例届出書の提出  
の日以後においては、当該届出書の提出がなか  
つたものとみなし、特例届出書を提出した非居  
住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出  
書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国  
団体上場株式等配当等につき第一項に規定する  
届出書を提出したときは、当該届出書の提出の  
日以後においては、当該特例届出書の提出がな  
かつたものとみなす。

18 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号  
を有する場合には、当該各号に定める書類にそ  
の者の個人番号又は法人番号を付記するものと  
する。

一 第一項又は第二項の規定により提出する届  
出書を受理したこれららの規定に規定する源泉  
徴収義務者 これらの届出書

二 第八項の規定により提出する特例届出書、  
第十項において準用する第二項の規定により提  
出する届出書又は第十四項の規定により提  
出する書面を受理したこれらの規定に規定す  
る支払の取扱者 これらの届出書又は書面  
(第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免  
除を受ける者の届出等)

第二条の四 非居住者又は外国法人は、その支払  
を受ける法第三条の二第七項に規定する第三国  
の規定に基づき租税の軽減又は免除を受け  
ることができる事項の詳細

三 当該相手国団体上場株式等配当等に係る配  
式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及  
び数量並びにその取得の日

所の所在地

二 当該第三国団体配当等の支払を受ける者の番号

一 当該第三国団体配当等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号)を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)並びに当該支払を受ける者が納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該第三国団体配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体(以下この条において「第三国団体」という。)の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該第三国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該第三国団体配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該第三国団体の所得とし取り扱われるものの金額の合計額

九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の十一の二第二項若しくは第三項の規定により徵収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該第三国団体配当等に係る源泉徵収義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで(その支払を受ける第三国団体配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るものに次項において「無記名第三国団体配当等」という。)である場合にあつては、その支払を受ける都度、当該支払を受けた時に、当該源泉徵収義務者の納稅地の所轄租税署長に提出しなければならない。

- 四 当該第三国団体配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 五 当該第三国団体配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- 六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項
- イ 当該第三国団体配当等である配当の支払を受ける場合 当該配当に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
- ロ 当該第三国団体配当等である利子で債券に係るもの支払を受ける場合 当該債券の種類、名称、額面金額及び数量並びにその取得の日
- ハ 当該第三国団体配当等である利子で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日
- 二 当該第三国団体配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日
- 三 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合には、当該届出書に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

- 4 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。
- 5 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける第三国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該第三国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受けた第三国団体配当等に係る第三国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該第三国団体配当等、相手国団体配当等(前条第一項に規定する相手国団体配当等)に係る第三国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該第三国団体配当等(次条第一項に規定する特定配当等をいふ。以下この項において同じ。)につき当該他の全ての構成員が提出する第一項、前条第一項又は次条第一項に規定する届出書(以下この項において「構成員条約届出書」という。)に記載すべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合に、同項又は第二項の規定により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体配当等に係る第三国団体が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定による証明する書類の発行による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所を受ける者が国税通則法第百七十三条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所を含む。次号において同じ。)
- 六 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 七 当該第三国団体配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により微

法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類(以下この項において「確認書類」という。)を添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る第三国団体配当等の支払を受ける日の前日までに、当該第三国団体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出し、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでなければならぬ。この場合において、当該異動が生じた事が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

- 8 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合には、当該届出書に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。
- 九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体の構成員であることを明らかにする書類
- 十 当該第三国団体配当等の支払を受ける者が第三号の第三国団体の構成員であることを明らかにする書類
- 十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の第三国団体の居住者証明書
- 十二 前項の届出書(無記名第三国団体配当等に係るものを除く。)を提出した非居住者又は外国人

收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書(同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。)に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

10 非居住者又は外国人は、その支払を受ける第三国団体配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により微

- 場株式等配当等の支払の取扱者(同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。)を経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該非居住者は又は外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。
- 11 第三国団体上場株式等配当等の支払を受けた者(本店又は主たる事務所の所在地及び個人番号を有する者)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号を有する者(住所又は居所及び個人番号)並びに当該支払を受けた者の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号を有する者)にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号)並びに当該支払を受けた者が納税者番号を有する場合には、当該納税者番号を有する場合には、当該納税者番号を有する場合には、当該非居住者又は外国法人又は次条第一項に規定する届出書(以下この項において「構成員条約届出書」という。)に記載すべきべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合に、同項又は第二項の規定により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体配当等に係る第三国団体が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定による証明する書類の発行による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所を受ける者が国税通則法第百七十三条第二項の規定による証明する書類の発行による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所を含む。次号において同じ。)
- 12 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 13 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 14 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 15 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 16 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 17 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 18 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)
- 19 第二号に規定する場合には、同号に掲げる第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

十 当該相手国等の権限ある当局の前号の第三  
國団体の居住者証明書

9 10 税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者は、平成二十六年一月一日以後最初に前項の規定により提出される特例届出書を受理しようとするとときは、あらかじめ、その旨を書面により当該支払の取扱者の納稅地の所轄税務署長に届け出なければならない。

た特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第八項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。

出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができることの詳細

二 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにこれらの取扱い日

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなけれ

17 八 その他参考となるべき事項  
特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。  
次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号

四 その他参考となるべき事項  
前項の規定による通知をした非居住者又は外国人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る第三回国体上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱者に通知しなければならぬ。

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する

八 その他参考となるべき事項

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなされたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出がなされたものとみなす。

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれららの規定に規定する源泉徴収義務者これらの届出書を提出する特例届出書、第八項により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第一項の規定により提出する届出書又は第八項の規定により提出する届出書

14 いわばからぬ  
特例届出書を提出した非居住者又は外国人法人  
は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交  
付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき  
租税特別措置法第九条の三の第二項の規定に  
より徵収されるべき所得税について第八項に規  
定する租税特別措置法の規定に基づき免余を受けるよう

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納稅地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該第三国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

八 その他参考となるべき事項

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。

一 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

二 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら届出書

三 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これら届出書又は書面(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の五 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(以下「居住者」という。)又は去(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

とする場合では、当該第三国団体上場株式等を記載する書類ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体上場株式等配当に係る第三団体が当該第三国団体上場株式等

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国人法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国人法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該第三国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務

八 その他参考となるべき事項

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。

次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら届出書

二 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これら届出書又は書面

(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の五 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(以下「居住者」という。)又は法稅法第二条第三号に規定する内國法人(同条第八号に規定する人格のない社團等を含む。以下「内國法人」という。)は、その支払を受けたる法第三条の二第九項に規定する特定配当等(以下二の条において「特定配当等」といふ。)

等に依る第三回目が「三讀(第二回目)」場所等配当等につき租税の免除を定める当該租税条例の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にこの支局に受け取る日(前項まで)、以

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該第三国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

五 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配

八 その他参考となるべき事項  
17  
特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。  
次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にの者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。  
一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者 これらの届出書  
二 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者 これらの届出書又は書面  
(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)  
**第二条の五 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者**（以下「居住者」という。）又は法定人税法第二条第三号に規定する内国法人（同条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）は、その支払を受けたる法第三条の「第九項に規定する特定配当等」（以下この条において「特定配当等」という。）  
法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項告げべきは第四十一条の十二の第二項告げべき所  
法第八条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十一条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項告げべきは第四十一条の十二の第二項告げべき所

上場株式等譲り受け相手員外係届出書の提出があつたものとみなす。

受ける第三国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができることのできる事情の詳細

二 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

13 前項の規定による通知をした非居住者又は外国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱者に通知しなければならない。

14 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該第三国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体上場株式等配当等に係る第三国団体が当該第三国団体上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を経由して、当該支払の取扱者に提出しなければならない。

15 ない。  
前項の場合において、同項の相手国等の権限  
ある当局が同項に規定する証明する書類の発行  
又は発給をすることができないときは、同項の  
非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、

同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国人法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国人法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法等により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該第三国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

四 当該第三国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

五 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等で、第二号の租税条約の規定において当該第三国団体上場株式等配当等に係る第三国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

六 当該第三国団体上場株式等配当等の金額及びその交付の日

七 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

八 その他参考となるべき事項  
特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出がなされたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出がなされたものとみなす。次の場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。  
一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら届出書  
二 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する届出書又は第八号に規定する内国法人（同条人税法第二条第三号に規定する人税法（以下「内國法人」という。）は、その支払を受けた者の支払の取扱者これら届出書又は書面（特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）  
第三条の五 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下「居住者」という。）又は法人税法第二条第三号に規定する内国法人（同条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下「内國法人」という。）は、その支払を受けた者の支払の取扱者これら届出書又は書面（特定配当等）（以下この条において「特定配当等」という。）につき所得税法第二百八十二条、第二百四十二条第一項、第二百七条第二百九十三条の二、第二百十一条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該特定配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支

払を受ける日の前日まで（その支払を受ける特定配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの（次項において「無記名特定配当等」という。）である場合にあつては、その支払を受ける都度、当該支払を受ける時に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。）  
一 当該特定配当等の支払を受ける者の氏名、国籍、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該支払を受ける者の当該相手法  
定配当等に係る所得税又は法人税の納稅地  
二 当該特定配当等の支払を受ける者の当該特定配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつている当該相手国等の団体（以下この条において「相手国団体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細  
三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該特定配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額  
四 当該特定配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細  
五 当該特定配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地  
六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項  
イ 当該特定配当等である配当の支払を受けの場合 当該配当に係る株式、出資、基金融資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日  
ロ 当該特定配当等である利子で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

二 当該特定配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基団となつ

提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該特定配当等に係る相手国団体が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることがで

構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る特定配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等につき構成員条約届出書の提出があつたものとみなす。

<p>二 当該特定配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日</p> <p>三 4 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)</p> <p>5 九 当該特定配当等の支払を受ける者が第三号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>十 一 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手団体の居住者証明書</p>	<p>六 2 前項の届出書(無記名特定配当等に係るものと除外する)を提出した居住者は又は内国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を記載した届出書に同項第八号から第十号までに掲げる書類(以下この項において「確認書類」という。)添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る特定配当等の支払を受ける日の前日までに、当該特定配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。</p> <p>七 3 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。</p> <p>八 4 居住者又は内国法人は、その支払を受ける特定配当等である配当又は利子につき所得税法第百八十二条第三項若しくは第三項の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定によ</p>
---	---

構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る特定配当等相手国団体配当等又は第三国団体配当等につき構成員条約届出書の提出があつたものとみなす。

8 特定配当等の支払を受ける居住者又は内国外人が、前項の規定の適用を受けて同項の届出書を提出する場合において、同項に規定する他の全ての構成員に該当する非居住者又は外國法人がその支払を受ける同項に規定する相手国団体に係る相手国団体配当等又は第三国団体配当等につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第二項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について当該相手国団体に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、当該届出書に当該相手国団体に係る第二条の三第四項から第六項までに規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。ただし、当該居住者又は内国外人が当該特定配当等につき第四項から第六項までの規定に基づきこれらの規定に規定する書類を当該届出書に添付する場合は、この限りでない。

9 居住者又は内国外人で、その支払を受ける特定配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「特定上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徴収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第六号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第七号から第九号までに掲げる書類を添付して、これを、当該支払該特定上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合には、当該居住者又は内国外人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける特定上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。



契約に基づく受託者をいう。以下この条において同じ。」又はその代理人が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該外国預託証券に係る剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける日の前日まで、当該剰余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納稅地の所轄稅務署長に提出したときは、当該申請書に記載された第五号に規定する外国預託証券に係る剰余金の配当については、当該剰余金の配当の支払に係る基準日の翌日から起算して八月を経過した日（以下この条において「源泉徵收確定日」という。）において、当該剰余金の配当の支払があつたものとみなして法第三条の二第一項から第十一項まで又は所定税法第二百十二条第一項その他同法の規定を適用する。

一 当該国外預託証券の受託者及び当該受託者が  
 に代わり国内で当該剰余金の配当の支払を受  
 ける者の名称及び所在地（法人番号を有する  
 者について、名称、所在地及び法人番号）  
二 当該剰余金の配当の支払者の名称及び本店  
 又は主たる事務所の所在地  
三 当該不回収モーテルの所有者が受け取る

三  
当該外国預託証券の所有者が受けたる  
当該預託証券の第三条の第一項から  
第一項までの規定の適用を受けたことが  
第一項までの規定につき、調査をするためこの  
規則の適用を受けたい旨  
当該外国預託証券の受託者が支払を受ける  
当該預託金の記載による株式の種類及び数量

三者合会の外國預託証券の種類及び其の持主並びに該外國預託証券の所有者として該受託者の帳簿に登録されている者（以下この条において「登録所有者」という。）がある場合には、その数

六 その他参考となるべき事項  
が受ける当該剩余金の配当が法第三条の二第二項から第十一項までの規定の適用を受けることができるかどうかにつき調査を要するもの種類及び数量並びにその登録所有者がある場合には、その数

前項に規定する申請書を提出する者は、同項第五号の株式について、同号の登録所有者又は当該株式に係る当該外国預託証券を保管する公認保管業者（当該相手国等の法令により有価証券の保管を行うことを公認されている金融機関

をいう。以下この条において同じ。)につき同号の調査を行い、当該登録所有者又は公認保管業者が、当該株式に係る当該外国預託証券の真

実の所有者が受ける当該外国預託証券に係る剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができる旨を証明した場合に限り、当該剩余金の配当につきその支払うべき金額から同一条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項（同条第十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規

定を適用して算出した所得税に相当する金額を控除した金額（同条第二項、第四項、第六項、第八項又は第十一項の規定の適用を受ける場合には、当該支払うべき金額）を支払い、かつ、その調査の結果に基づき、同条第一項から第十項までの規定の適用を受けることができる当該外国預託証券に係る株式と当該株式以外の株式とを区分し、それぞれその種類及び数量を記載した書類を、源泉徴収確定日までに、当該剩余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第一項の規定の適用を受けた外国預託証券に係る割合金の記載について去第三条の二第一項

係る剰余金の充当について法第三条の二第一項から第十一項までの規定を受ける場合においては、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該外国預託証券の受託者又はその代理人が、第一項第一号及び第二号による事項、当該剰余金の配当につき同項の規定の適用を受けることと、その適用を受けた剰余金の配当

の支払に係る基準日並びに同項第六号に規定する事項を記載した届出書に前項に規定する書類添付して、これを、源泉徴収確定日までに、当該剰余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出すれば足りるものとする。

外国預託証券に係る剰余金の配当につき第一項の規定の適用を受けた場合においては、当該外国預託証券の受託者は、第二項に規定する書類の記載の基礎となつた当該外国預託証券の登録所有者又は公認保管業者が同項に規定する証明をしたことを示す書類その他参考書類を整理

保存し、税務署長において必要があると認めてその提示又は提出を求めたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

受理したこれらの規定に規定する剰余金の配当の支払者が法人番号を有する場合には、これらの申請書又は書類に、その者の法人番号を付記

(第三国団体配当等に係る申告書の記載事項等)  
**第三条の一** 法第三条の二第十三項の規定により  
読み替えて適用される所得税法第八七十二条等  
一項第四号に規定する財務省令で定める事項  
は、次に掲げる事項とする。  
一 法第三条の二第十三項において準用する所

得税法第百七十二条第一項の申告書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所(個人番号)を有する者にあつては、氏名、住所又は居所(個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されかつ、支配されている場所の所在地(法人番号)を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理されかつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)

二 当該申告書を提出する者の法第三条の二第十三項に規定する第三国団体配当等(以下「该项において「第三国団体配当等」という。)の我が國以外の国における内税也及び当該

三　　我が國以外の国における納税増加と当該納税者が当該の國以外の國において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

四 在地管轄され、が、  
五 当該第三国団体公表の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地  
六 その他参考となるべき事項  
七 本件第三条の二第十四項後段の規定の適用があるか否か

の場合において、同項に規定する非居住者の同項に規定する申告不要第三国団体配当等による利子所得又は配当所得につき所得税法第百六十一条において準用する同法第二編第五章の規定の適用を受けるときの所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十六条第二号の

規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十号）第三条の二第十四項（申告不要第三回国

体配当等に係る分離課税)に規定する申告不要  
第三国団体配当等に係る利息所得の金額又は配  
当所得の金額」と、「課税総所得金額」とある

の「課税総所得金額、当該申告不要第三国團体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（同条第十五項第三号の規定により読み替えた法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用の適用後の金額）とする。」  
（特定配当等に係る予定納税額減額承認申請書類）

の記載事項)  
第三条の三 法第三条の二第二十六項後段の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十一条第十六項第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十項(特定利子に係る分離課税)に規定する特定利子に係る利子所得の金額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、当該特定利子に係る利子所得の金額(同条第十七項第三号の規定により読み替えられた法第七十一条から第八十七条まで(総損控除等)の規定の適用がかかる場合には、そ  
の適用後)の金額」

適用がある場合には、その「適用後の金額」とする。

等の実施に付、厚生林業法（林業法）及び第十八項法の特例等に関する法律第三条の二及び第十九項法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する特定収益分配に係る分離課税に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額、当該特定収益分配に係る配当所得の金額（同条第十九項第四号の規定により読み替えられた法

3  
二号の規定の適用については、司号中「の総所  
二号の規定の適用がある場合には、その適用後の金  
額」とする。

得金額」とあるのは、「の総所得金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十項（申告不要特定配当等による分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額

4 替えられた法第七十二条から第八十七条までの規定（「雜損控除等」の規定）の適用がある場合には、「その適用後の金額」とする。

5 法第三条の二第二十四項後段の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中の「の総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。該規定の適用についても、同号中の「の総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。該規定の適用についても、同号中の「の総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。

6 法第三条の二第二十四項後段の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中の「の総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。該規定の適用についても、同号中の「の総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額」である。

7 法第三条の四相手国居住者等は、租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」とある。）の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」とある。）につき法第三条の三第一項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、その償還を受ける日の前日までに、当該割引債に係る源泉徴収義務者ごとに、第八号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第九号に掲げる書類添付して、これ

を、当該割引債に係る源泉徴収義務者を経由して当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 相手国居住者等は、割引債の償還差益につき法第三条の三第一項の規定による所得税の還付を受けようとする場合において、当該償還差益

三 第一号の外国法人の株主等である者の各人の株主等である者に係る国においてその法令に基づき当該株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

一 当該割引債の償還を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者）にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）

二 当該割引債の償還を受ける者の当該償還差益に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該償還を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該割引債の償還差益につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

四 当該割引債の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

五 当該割引債の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、券面金額、償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）及び発行価額（その価額が明らかでないときは、当該割引債に係る租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の十一第一項に規定する最終発行日における発行価額等。第四項第六号において同じ。）並びに数量並びにその発行の日（その日が明らかでないときは、当該割引債に係る最終発行日。第四項第六号において同じ。）、取得の日及び償還の日

六 当該割引債につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徵収された所得税の額及び法第三条の三第一項の規定による還付を受けようとする金額

七 当該割引債に係る償還を受ける者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 当該割引債の取得年月日を証する書類

2 相手国居住者等は、割引債の償還差益につき  
法第三条の三第一項の規定による所得税の還付  
を受けようとする場合において、当該償還差益  
につき適用される同項に規定する租税条約の規

につき適用される同項に規定する租税条約の規定が当該償還差益に対する所得税の免除を定めるもの（以下この条において「免除規定」という。）であるときは、前項の規定により提出する還付請求書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該相手国居住者等が当該償還差益につき当該免除規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年七月一日前である場合には、この限りでない。

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をできるときは、同項の相手国居住者等は、当該書類に代えて、同項に規定する免除規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）及び当該相手国等の権限ある当局の当該相手国居住者等の居住者証明書を同項の還付請求書に添付しなければならない。

4 外国法人は、株主等償還差益（令第三条第二項に規定する株主等償還差益をいう。以下この条において同じ。）につき法第三条の三第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、その償還を受ける日の前日までに、当該株主等償還差益に係る割引債に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第十号から第十三号までに掲げる書類を添付して、これを、当該割引債に係る源泉徴収義務者を経由して当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該株主等償還差益に係る割引債の償還を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外國法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外國法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号を受ける外國法人のその償還差益が当該外國法

三 第一号の外国法人の株主等である者の各人の株主等である者に係る国においてその法令に基づき当該株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 第一号の外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名、国籍及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに前号の株主等である者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる部分の金額（当該国との間の租税条約の規定においてその者（当該租税条約に係る相手国等における居住者であるものに限る。）の所得として取り扱われる部分の金額が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）及び当該金額のうち当該国との間の租税条約の規定の適用を受けようとする金額

四 当該株主等償還差益につき前号の租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

五 当該株主等償還差益に係る割引債の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

六 当該株主等償還差益に係る割引債の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、券面金額、償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）及び発行価額並びに數量並びにその発行の日、取得の日及び償還の日

七 当該株主等償還差益に係る割引債につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徵収された所得税の額及び法第三条の三第二項の規定による還付を受けようとする金額

八 当該株主等償還差益に係る割引債に係る償還を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

九 その他参考となるべき事項

十 当該割引債の取得年月日を証する書類

十一 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）

十二 第三号に規定する株主等である者（同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。）

が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類

の第三第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合において、当該株主等償還差益につき適用される同項に規定する租税条約の規定が免除規定であるときは、前項の規定により提出する還付請求書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該株主等償還差益に係る株主等である者が当該株主等償還差益につき適用される同項に規定する租税条約の規定が免除規定であるときは、前項の規定により提出する還付請求書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の外国法人は、当該書類に代えて、同項の株主等である者が同項に規定する免除規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む）を同項の還付請求書に添付しなければならない。

第一項又は第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

（自由職業者、芸能人及び短期滞在者等の届出等）

定の金額を超えないことを要件としている場合にあっては、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。」(第三項、第五項又は第八条第二項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日(所得税法第六十一条第一項第六号に規定する事業を行う者においては、国内において当該事業を開始した日とし、当該入国の日又は国内において当該事業を開始した日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日とする)以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該対価又は報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、住所、国内における居所(個人番号を有する者については、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号)、在留期間及び在留資格又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号)並びに入国の日(所得税法第六百一十一条第一項第六号に規定する事業を行う者においては、国内において当該事業を開始した日)

二 当該対価又は報酬の支払を受ける者の当該対価又は報酬に係る租税条約の相手国等における納稅地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合は、当該納稅者番号

三 当該対価又は報酬につき租税条約の規定により所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該対価又は報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基準となつた契約の内容

五 当該対価又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

七 現その他の参考となるべき事項  
2  
法第六十一条第一項第六号に掲げる対価又は同項第十二号イに掲げる報酬につき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合において、当該対価又は報酬につき、その者の役務が文化交流を目的とする我が国政府と相手国等の政府との間の特別の計画（以下この項において「政府間の特別の計画」という。）に基づいて行われること又はその者の役務がいづれかの締約国若しくは締約者若しくはその地方公共団体の公的資金その他これに類する資金（以下この項において「政府の公的資金等」という。）から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受けようとするときは、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書に第八号に掲げる書類を添付して、これを、入国の日（所得税法第二百六十二条第一項第六号に規定する事業を行う者について、は、国内において当該事業を開始した日とし、当該入国情の日又は国内において当該事業を開始した日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日とする。）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 当該納稅者番号  
は、当該納稅者番号

四 当該対価又は報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基団となつた契約の詳細  
内容

五 当該対価又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該対価又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 その者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを証明する書類

該租税条約の規定が当該対面又は報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき(当該租税条約の規定が当該対面又は報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき)

六  
当該対価又は報酬の支払を受ける者が国税  
通則法第百十七条第二項の規定による納稅管  
理人の届出をしている場合には、当該納稅管  
理人の氏名及び住所又は居所

二 当該対価又は報酬の支払を受ける者の当該対価又は報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において内訳者番号を有する場合に

二、当該給与又は報酬の支払を受けた者の当該給与に係る租税条約の相手国等における納稅地及び當該支払を受ける者が當該相手国等において納稅者番号を有する場合には、當該納稅者番号を有する場合には、當該納稅者番号を有する者は、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号）、入国情の日、在留期間及び在留資格

三、当該給与又は報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四、当該給与又は報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基団となつた契約の内容

五、当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六、当該給与又は報酬の支払を受けた者が國税通則法第一百七十三条第一項の規定による納稅管轄人の届出をしている場合には、当該納稅管轄人の氏名及び住所又は居所

七、その他参考となるべき事項

八、相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第一百六十一条第一項第十二号イに掲げる給与につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、当該給与につき國際運輸（租税条約に規定する国際運輸をいう。次項において同じ。）の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けようとするときは、次項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該給与に係る源泉徵收義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一、当該給与の支払を受ける者の氏名、国籍、住所及び国内における居所（個人番号を有する者）における居所及び個人番号）

二、当該給与の支払を受ける者の当該給与に係る租税条約の相手国等における納稅地及び當該支払を受ける者が當該相手国等において納稅者番号を有する場合には、當該納稅者番号

四 当該給与の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基団となつた契約の内容

五 当該給与の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 外国法人で国内において所定の納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

相手國居住者等である個人は、非居住者又は第一項第六号に規定する事業を行うものから同項第十二号イに掲げる給与又は報酬の支払を受ける場合（当該非居住者は又は外国法人が支払を受ける場合、当該給与又は報酬を支払する）において、当該給与又は報酬につき、当該相手國居住者等が固定的施設を有しないこと若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合に限る。）において、当該給与又は報酬につき、当該船舶若しくは航空機において行う労務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該給与又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。）は、第三項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書を、当該非居住者又は外国法人が当該租税条約の効力発生の日以後最初に当該対価の支払を受ける日の前日までに、当該非居住者又は外国法人及び当該対価の支払者を経由して、当該対価の支払者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項に規定する届出書が提出された場合には、当該届出書の提出の際に経由した同項に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける所定の租税条約の規定の適用があるものに相当する部分の金額については、同法第二百十二条

7 第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定は適用しない。

百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項の規定による所得の免除を定める租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある。相手国居住者等である個人は、所得税法第二百十二条第一項若しくは第三項又は第五項に規定する場合において、第一項、第三項又は第五項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けることにより当該対価、給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収された所得税について、これらの租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

8 前項の規定による所得税の還付の請求をしてようとする者は、第一項各号若しくは第三項各号に掲げる事項又は第五項に規定する第三項各号に掲げる事項に準ずる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関して必要な事項を記載した還付請求書を、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 第二条第二項の規定は、第一項から第五項までに規定する届出書を提出した者について準用する。

10 相手国居住者等は、所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある第一項から第五項までに規定する対価、給与又は報酬の支払を受けた場合において、第一項から第五項までに規定する租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該対価、給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収された所得税について、これらの租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとき(当該相手国居住者等が当該対価、給与又は報酬につき第七項の規定の適用を受けているときを除く。)は、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

11 前項の規定による所得税の還付の請求をしてようとする者は、第一項各号、第一項第一号から第七号まで、第三項各号若しくは第四項各号によ

掲げる事項又は第五項に規定する第三項各号による書類の添付があるものに限る。)を、当該所得による源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

二 外国法人は、その支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第六号に掲げる対価(租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分に限るものとし、法第三条第一項の規定の適用を受ける対価を除く。以下この条において「株主等対価」という。)につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収されるべき所得税について当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合(当該租税条約の規定が当該株主等対価につき一定の金額を超えないことを要件としている場合を除く。)には、当該株主等対価に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該株主等対価に係る所得税法第百六十二条第一項第六号に掲げる対価の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する外國法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

二 前号の対価が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 第一号の外国法人の株主等である者の各個人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地

及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに同号の対価のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得と取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定の適用を受けようとする金額。

四 当該株主等対価につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細。

五 第一号の対価の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容。

六 第一号の対価の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地。

七 第一号の対価の支払を受ける者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所。

八 その他参考となるべき事項。

九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

十 第三号に規定する場合には、同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。)が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類。

十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の主等である者の居住者証明書。

十二 前項の届出書を提出した外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類(以下この項目及び第十五項において「確認書類」という。)を添付して、これを、当該異動を生じた日以後最初に当該届出書に係る株主等対価の支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

14 外国法人は、所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある株主等対価の支払を受ける場合において、当該株主等対価につき

租税条約の規定により免除を受けようとする場合を除く。)は、同条第一項又は第二項の規定により微収された所得税の額の還付を請求することができる。

四 当該退職年金等の金額、支払方法及び支払期日。

五 当該退職年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地。

六 当該退職年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地。

七 当該退職年金等の支払を受ける者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所。

八 その他参考となるべき事項。

九 第一項から第五項までの規定により提出する届出書、第八項の規定により提出する還付請求書、第九項において準用する第二条第二項の規定により提出する還付請求書、第十一項の規定により提出する届出書、第十二項若しくは第十三項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれら

(退職年金等に係る所得税の免除を受ける者の規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

15 前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第十二項第一号から第八号までに掲げる事項に準ずる事項並びにその還付を請求する所要事項を記載した還付請求書に確認書類を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければよいとすることができる。

16 第一項から第五項までの規定により提出する届出書、第八項の規定により提出する還付請求書、第九項において準用する第二条第二項の規定により提出する還付請求書、第十一項の規定により提出する届出書、第十二項若しくは第十三項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれら

(退職年金等に係る所得税の免除を受ける者の規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

17 等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号。

三 当該退職年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細。

四 当該退職年金等の金額、支払方法及び支払期日。

五 当該退職年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地。

六 当該退職年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地。

七 当該退職年金等の支払を受ける者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所。

八 その他参考となるべき事項。

九 第一項から第五項までの規定により提出する届出書、第八項の規定により提出する還付請求書、第九項において準用する第二条第二項の規定により提出する還付請求書を受理した者について準用する。

10 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十二号口に掲げる公的年金等又は同号へに掲げる退職手当等(以下この条において「退職年金等」という。)につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定により微収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その微収された所得税の額の還付を請求することができる。

11 前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第一項各号に掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書を、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

13 一 当該退職年金等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所又は居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)。

二 当該退職年金等の支払を受ける者の当該退出。

第六条 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十四号

に掲げる年金(以下この条において「保険年金」という。)につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定により微収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該保険年金に係る源泉徴収義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該保険年金の支払の基因となつた所得税に係る租税条約の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所。

二 当該保険年金の支払方法及び支払期間。

三 当該保険年金の金額、支払方法及び支払期日。

四 当該保険年金につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細。

五 当該保険年金の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地。

六 当該保険年金の支払を受ける者が国税通則法第六十一条第一項第十四号に規定する政令で定める契約の締結の日、契約金額及び契約期間。

七 当該保険年金の支払を受ける者が国税通則法第六十一条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所。

八 その他参考となるべき事項。

九 第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定は、前項に規定する届出書を提出した者について準用する。

10 一 相手国居住者等である個人は、所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある保険年金の支払を受けた場合において、第一項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該保険年金につき同条第一項又は第二項の規定により微収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その微収された所得税の額の還付を請求することができる。

4 前条第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。  
 5 第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する前条第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。  
 (保険料を支払つた者等の届出等)

**第六条の二** 居住者は、その支払つた又は控除される法第五条の二の二第一項に規定する保険料につき租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(次項から第十四項までにおいて「所得税確定申告書」という。)に、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した届出書(第六号に掲げる書類の添付があるものに限る。)を添付しなければならない。

一 当該居住者の氏名、国籍、住所又は居所、個人番号、国内において役務の提供を開始した日及び居住者となつた日

二 当該保険料につき当該租税条約の規定に基づき法第五条の二の二第一項の規定により所得税法第七十四条第一項の規定による控除を受けることができる事情の詳細

三 当該保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該保険料の金額の計算の基礎となつた所得の金額及びその期間

四 前号の所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

五 その他参考となるべき事項

六 当該相手国等の社会保障制度(法第五条の二の二第一項に規定する社会保障制度をいう。以下この条において同じ。)に係る権限ある機関の当該居住者の当該社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書(以下この条において「適用証明書」という。)  
 前項の場合において、居住者は、法第五条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した届出書(同項第三号に掲

3 法第五条の二の二第三項に規定する相手国居住者は等は、その給与又は報酬(同項に規定する特定社会保険料(以下この条において「特定社会保険料」という。)につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書に、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書(当該相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。)を添付しなければならない。

一 当該相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所及び国内において役務の提供を開始した日(個人番号を有する者については、氏名、国籍、住所又は居所、個人番号及び国内において役務の提供を開始した日)

二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号において役務の提供を開始した日

三 当該特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた給与又は報酬の金額及びその期間

五 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収された所得税の額及び法第五条の二の二第五項の規定による還付を受けようとする金額

七 当該相手国居住者等が国税通則法第二百七十二条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 第四号の特定社会保険料の金額を証する書類

九 当該相手国等の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書

4 前項の場合において、同項の相手国居住者等は、法第五条の二の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬をいう。以下この条において「特定社会保険料」という。)につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、前項第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

二 当該相手国居住者等の給与又は報酬につき当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

三 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

五 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

六 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

七 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

八 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

九 法第五条の二の二第六項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬から支払つた又は給与又は報酬に係る当該相手国居住者等に係る相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

5 令第四条の三第五項に規定する相手国居住者等は、法第五条の二の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる特定社会保険料の金額を明らかにする書類その他の資料

二 前項第四号に掲げる特定社会保険料の金額を証する書類

三 法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等に係る相手国等の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書

四 前項第六号に掲げる所得税の額を明らかにする書類その他の資料

五 法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

六 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

七 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

八 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

九 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合には、第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(同項第三項に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用の受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 八 当該相手国等の社会保険料の金額を証する書類  
八 当該相手国等の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書  
(教授等の届出)

第七条 相手国居住者等である個人又は居住者は、その支払を受けける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校において教育又は研究を行うことによる報酬につき所得税法第八百八十三条又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収されるべき所徴税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日(その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日)以後最初にその支払を受けける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、国内における住所又は居所(個人番号)を有する者にあつては、氏名、国籍、国内における住所又は居所及び個人番号)、入国の日、在留期間、在留資格及び入国前の住所

二 当該報酬の支払を受ける者が相手国居住者等である個人である場合には、当該報酬に係る租税条約の相手国等における納稅地及びその者が当該相手国等において納稅者番号をする場合には、当該納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該報酬の支払者の名称及び主たる事務所の所在地

五 当該報酬の種類、金額、支払方法及び支払期日

六 当該報酬の支払を受ける者の職務の内容及び資格

七 当該報酬の支払を受ける者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 第二条第二項の規定は、前項に規定する届出書を提出した者について準用する。

十 相手国居住者等である個人又は居住者は、所得税法第百八十三条又は第二百十二条第一項若

しくは第二項の規定の適用がある第一項に規定する報酬の支払を受けた場合において、同項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該報酬につき同法第百八十三条又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。



金等の受領者にあつては第十号に掲げる書類を、それぞれ添付して、これを、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給付、送金又は交付金等の支払を受け取る者の氏名、国籍、年令、国内における住所

- 場合にあつては、当該報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に前項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付して、これを、入国日の日(その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日)以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所(個人番号)を有する者にあつては、氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所及び個人番号)、入国情の日、在留期間、在留資格及び入国情の住所並びにその者が在学する学校、訓練を受ける施設若しくは事業所又は研究を行う機関の名称及び所在地

二 当該報酬の支払を受ける者が相手国居住者等である個人である場合には、当該報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該報酬につき租税条約の規定に基づき所得の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

五 当該報酬の支払を受ける者と当該報酬の支払との雇用契約又は役務提供契約の内容

六 当該報酬の種類、金額 支払方法及び支払期日

七 当該報酬の支払を受ける者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 留学生等は、所得稅法第百八十三条、第一百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第

一項若しくは第二項の規定の適用がある前項に規定する報酬を二以上の支払者から支払を受けたことにより同項に規定する租税条約の規定の適用を受けた場合において、当該報酬につき同法第百八十三条、第百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書に第一項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第二条第二項の規定は、第一項又は第二項に規定する届出書を提出した者について準用する。

留学生等は、所得税法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用がある第一項に規定する給付、送金又は交付金等の支払を受けた場合において、同項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該給付、送金又は交付金等につき同法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二項第一号から第八号まで」とあるのは「第一項各号」と、「第一項第八号」とあるのは「同項第八号」と読み替えるものとする。

二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとき（当該留学生等が当該報酬につき第三項の規定の適用を受けているときを除く。）は、その徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。

第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書（第四項（第七項又は前項において準用する場合を含む。）の規定により提出する還付請求書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

（その他の所得に係る所得税の免除を受ける者の届出）

**第九条** 相手国居住者等は、その支払を受ける所得税法第一百六十一條第一項第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号若しくは第十六号に掲げる国内源泉所得（法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等に該当するものを除く。）につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該国内源泉所得に係る源泉徴収義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一 当該国内源泉所得の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあっては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）

二 当該国内源泉所得の支払を受ける者の当該国内源泉所得に係る租税条約の相手国等における納稅地及び当該支払を受ける者が当該相

二、当該相手国居住者等の当該申告対象国内源泉所得（当該租税条約の特定規定に基づき所定の所得又は法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用所得」という。）に係る当該租税条約の相手国によるもの（以下この条において「申告対象国内源泉所得」という。）に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定（特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の五までにおいて「特定規定」という。）に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税法第一条第一項第三十七号に規定する確定申告書（租税特別措置法第三十七号の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合に限る。）の規定による申告書を含む。以下第九条の四までにおいて「所定の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの（以下「法人税確定申告書」という。）に、第一号から第九号までに掲げる事項を記載した届出書類（第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一、当該相手国居住者等の氏名、国籍及び住所（若しくは居所（個人番号を有する者にあっては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）に限る。以下この項において「条約適用所得」という。）を添付しなければならない。



十一号から第十四号までに掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。)を添付しなければならない。

一 当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号並びに当該外国法人が納税者番号を有する場合には、その事情の詳細は、当該納税者番号

二 当該申告対象株主等所得が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等所得である者の所得として取り扱われる場合には、当該申告対象株主等の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されるいる場所の所在地並びに当該申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、その者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる部分であつて法人税法第百四十二条又は第一百四十二条の十の規定の適用を受けるものの金額(その者に係る申告対象株主等所得の金額が含まれない場合には、当該金額)。以下この号において同じ。)及び当該金額のうち当該租税条約の特定規定の適用を受けようとする金額

四 当該申告対象株主等所得(当該租税条約の特定規定に基づき法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用株主等所得」という。)につき、当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の特定規定の適用に係るものの限り)が当該租税条約の特典条項(前条第二項に規定する特典条項をいう。以下第九条の九までにおいて同じ。)の適用を受けることができるとする理由の詳細

六 当該条約適用株主等所得の種類

五 当該条約適用株主等所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれらの事項を記載することが困難な場合には、その事情及びこれら的事情に代わるべき事項の

八 当該外国法人が国内において事業を行つてゐる場合にはその事業の概要

九 当該外国法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

十 その他参考となるべき事項

十一 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号及び第十四号において同じ。）

十二 第四号に規定する株主等である者が第一号の外國法人の株主等であることを明らかにする書類

十三 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書

十四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

2 外国法人で、その有する申告対象株主等所得に対する法人税につき前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（前条第五項各号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき適用届出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税申告書又は法人税確定申告書を提出している場合には、前項の規定にかかわらず、適用事業年度の法人税申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略ができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

3 前項のただし書きの場合において、同項ただし書きに規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が第一項第十一号から第十四号までに掲げる書類（以下この条において「特典条項関係書類」という。）に係る記載事項以外の記載事項であるときは、前項ただし書きの規定により提出すべき適用届出書等に係る特典条項関係書類の添付を要しないものとする。

4 外国法人で、その有する申告対象株主等所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするも

のは、その適用を受けようとする事業年度の法人税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特例届出書等」という。)を、その事業年度終了日の翌日から二月以内に、その者の法人税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項第十項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

(相手国団体国内源泉所得に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

**第九条の四 非居住者又は外国法人は、その有する国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体(以下この条において「相手国団体」という。)の所得として取り扱われるものであつて所得税法第百六十五条又は法人税法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の十の規定の適用を受けるもの(以下この条において「申告対象相手国団体所得」という。)に対する所得税又は法人税につき、当該租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書又は事業年度の法人税中間申告書若しくは法人税確定申告書に、第一号から第十号までに掲げる事項を記載した届出書(第一号から第十四号までに掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。)を添付しなければならない。**

一 当該非居住者又は外国法人の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)並びに当該非居住者又は外国法人が納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該申告対象相手国団体所得が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該非居住者又

三　当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地並びに当該相手国団体に係る申告対象相手国団体所得に係る国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該国の団体の所得として取り扱われるものであつて所得税法第百六十五条规定又は法人号において同じ)。及び当該金額につき当該租税条約の特定規定の適用を受けようとする旨

四　当該申告対象相手国団体所得(当該租税条約の特定規定に基づき所得税又は法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用相手国団体所得」という。)につき、当該相手国団体が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

五　当該条約適用相手国団体所得につき当該租税条約の特定規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

六　当該条約適用相手国団体所得の種類

七　当該条約適用相手国団体所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれら的事情を記載することが困難な場合にあっては、その事情及びこれら的事情に代わるべき事項の詳細)

八　当該非居住者又は外国法人が国内において事業を行つている場合にはその事業の概要

九　当該非居住者又は外国法人が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

十　その他参考となるべき事項

十一　第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻

訳文を含む。次号及び第十四号において同じ。)

十二 当該条約適用相手国団体所得を有する非居住者又は外国法人が第四号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類

十三 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者証明書

十四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する所得税につき前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その年（以下この項において「適用年」という。）の前年以前二年内のいずれかの年の年分の所得税につき適用届出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある所得税確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して所得税確定申告書を提出している場合には、前項の規定にかわらず、適用年の年分の所得税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

三 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が第一項第十一号から第十四号までの記載事項であるときは、前項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等に係る特典条項関係書類の添付を要しないものとする。

四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する所得税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）に規定する届出書（これらに添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。）

五 第三項の規定は、前項に規定する法人が同項の規定により提出すべき適用届出書等に添付すべき書類の規定により提出すべき適用届出書等の記載事項と異なるときには、この限りでない。

六 第三項の規定は、前項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる規定に係る者を除く。）に規定する届出書（これらに添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。）

七 第三項の規定は、前項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号から第十号までに掲げる規定に係る者を除く。）を添付するものに限る。次項において「特例届出書等」という。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

八 第三項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

九 第三項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第五項各号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）の添付がある法人税中間申出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申出書又は法人税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかわらず、適用事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができ

る。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

五 第三項の規定は、前項に規定する法人が同項に添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。

六 非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する所得税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号から第十号までに掲げる規定に係る者を除く。）に規定する届出書（これらに添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。）

七 第三項の規定は、前項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる規定に係る者を除く。）に規定する届出書（これらに添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。）

八 第三項の規定は、前項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号から第十号までに掲げる規定に係る者を除く。）を添付するものに限る。次項において「特例届出書等」という。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

九 第三項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

五 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）の添付がある法人税中間申出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申出書又は法人税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかわらず、適用事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができ

る。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

五 第三項の規定は、前項に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項に規定する提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

六 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

七 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

八 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

九 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

五 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）の添付がある法人税中間申出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申出書又は法人税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかわらず、適用事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができ

る。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

五 第三項の規定は、前項に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項に規定する提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

六 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

七 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

八 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

九 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべき特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

五 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）の添付がある法人税中間申出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申出書又は法人税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかわらず、適用事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができ

場株式等配当等」という。)につき租税特別措置法第九条の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該相手国居住者等は、特典条項(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)を提出することができる。

前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該国内源泉所得に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象国内源泉所得に係るものと同一であるもの」とあるのは「第二条第十項に規定する相手国居住者等上場株式等配当等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「第七項に規定する特例届出書等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「当該特典条項特例届出書等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等が当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払を受けた場合において、同項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と読み替えるものとする。

第一条の二第一項に規定する免税相手国居住者等は、その支払を受ける同項に規定する対価(同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき法第三条第二項による所得税の還付を受けようとする場合は、第一項に規定する還付請求書(同項に規定する還付請求書があるものに限る。)により添付すべき書類がある場合には、当該各号に掲げる書類の添付があるものに限る。)

前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該国内源泉所得に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象国内源泉所得に係るものと同一であるもの」とあるのは「第二条第十項に規定する相手国居住者等上場株式等配当等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「第七項に規定する特例届出書等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「当該特典条項特例届出書等」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等は、その支払を受ける第三条の四第一項に規定する償還差益(法第三条の三第一項に規定する償還差益に対する所得税の軽減又は免除を定める租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき法第三条の三第一項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、第三条の四第一項の規定にかかるべき書類等を添付して、これを、同条第一項に規定する源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

相手国居住者等である個人は、その支払を受けた第四条第七項に規定する対価(給与又は報酬(同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき同項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と読み替えるものとする。この場合において、同条第十八項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等である個人は、その支払を受けた第七条第一項に規定する報酬(同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき同項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第十八項に規定する届出書」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

相手国居住者等は、その支払を受けた第四条第一項から第五項までに規定する対価(給与又は報酬(これらに規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき法第三条第二項による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等は、その支払を受けた第四条第一項に規定する国内源泉所得(同項に規定する源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

相手国居住者等は、その支払を受けた第四条第一項に規定する留学生等(次項及び第二十項において「留学生等」という。)は、(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」と、「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」とあるのは「(代えて、第二条第十項に規定する特例届出書等)」である。

第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等は、その支払を受けた第四条第一項に規定する国内源泉所得(同項に規定する源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

の者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

三二 その他参考となるべき事項  
第一号に掲げる理由の詳細を明らかにする  
書類（当該書類が外国语で作成されている場合）

除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定株主等配当等につき当該特定株主等配当等

9 第二条の二第十二項から第十七項までの規定は、株主等上場株式等配当等の支払を受ける外國法人が該株主等上場株式等配当等につき

第一項の規定により提出する特典条項条約  
届出書等又は第十一項から前項までの規定に  
より提出する還付請求書を受理したこれらの特  
定規定に規定する源泉徴収義務者これらは特  
典条項条約届出書等又は還付請求書

第七項の規定により提出する特典条項特例  
届出書等又は第九項において準用する第二条

合には、その翻訳文を含む) 外国法人で、その支払を受ける株主等配当等(無記名株主等配当等を除く)。以下この項及び第五項において「対象株主等配当等」という。につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第二項(第一項に付する第二項但し、第二項に付する第一項を除く)。

務署長は付し各紙届出書等の添付があるものにて、(特典項関係書類)「提出済条約届出書等」という。以下この項においては、「提出済条約届出書等」という。提出済の場合は、第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その支取を受ける特定株主等に該当するに係る特典項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典項条約届出書等

七項の規定により特典項条約届出書等を提出した場合について準用する。この場合において、同条第十七項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「第九条の六第一項に規定する特典項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは「当該特典項条約届出書等」

項 第四十一條の九第三項若しくは第四十一條の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けるようとするものが、当該対象株主等配当等の支払を受ける日の前日以前三年内のいずれかの

書等の記載事項が提出済み約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

時において、その支払を受けた株主等配当等（当該株主等配当等に係る資産、契約その他他の他その他の所得の基となるものが当該対象株主等配当等に係るものと同一であるものに限る。）につき当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。

第一項の場合において、外国法人が第二条の二第九項に規定する支払の取扱者から交付を受ける同項に規定する株主等上場株式等配当等（第九項において「株主等上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されべき所得税について第一項に規定する割引条件の特定期限

であるものに限る。)につき同条第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合に、は、第一条の二第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書(同項第十二号から第十六号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する所轄税務署長に提出しなければ

の規定等における者の依存を主として、その間の利害の範囲に於ける特定の規定に基づく輕減又は免除を受けようとする場合には、第二条の二の規定にかかわらず、当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者等ごとに、同条第一項又は第二項に規定する届出書(これらの規定又は同条第四項から第六項までの規定による書類の添付があるものに限る)

以下この項において「提出済条約届出書等」という。)を提出している場合には、前項の規定にかかわらず、その支払を受ける対象株主等配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略可能であることができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記

基づき軽減又は免除を受けるときは、該当の外国法人は、特典条項条約届出書等に代え、第一項の規定による書類の添付の特例届出書等に代え、第二条の二第二項に規定する特例届出書等(同項の規定による書類の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付した書類(次項及び第九項において「特典条項特例届出書等」とい

11　外国法人は、その支払を受けた株主等配当等が特定規定であるものに限る。)につき同条第七項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第八項の規定にかかるればならない。

次項及び第五項において「条約届出書等」といふう。)に第一号及び第二号に掲げる事項を記載した書類(第三号)に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「特典条項関係書類等」という。)を添付した書類(以下第七項までにおいて「特典条項条約届出書等」とい

3 載事項と異なるときは、この限りでない。  
前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該寺典条項関係書類等の付属

書等」という。)を提出することができる。  
前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該株主等配当等に係る資産、契約その他その所得の基準となるものと同一ものが当該対象株主等配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは「第二条の二第九項に

ず、同項に規定する還付請求書（同項の規定による書類の添付があるものに限る。）に特典券項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

う。」を 当該租税条約の効力発生の日以後の前  
の支払を受ける都度、その支払を受ける日の前  
日まで（その支払を受ける株主等配当等が無記  
名株主等配当等（第二条の二第一項に規定する  
無記名株主等配当等をい。次項において同  
じ。）である場合にあつては、その支払を受け  
る時）、当該源泉徴収義務者を経由して、当  
該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提  
出しなければならない。

一 当該外国法人の株主等である者（当該租税

5 4  
居に言ふに依る三語特典の開催言葉等の添付を要しないものとする。  
第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項約定届出書等について準用する。

規定する株主等上場株式等配当等」と「同項とあるのは「前項」と、「条約届出書等」(レ)あるのは「第七項に規定する特例届出書」(レ)と、「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは「係る第七項に規定する特典条項特例届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは「当該特典条項特例届出書等」と、「第三項中「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「特典条項

条約の特定規定の適用に係るものに限る。)が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

第一項若しくは第四十一条の九第三項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免定する

条約届出書等」とあるのは「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第六項までの規定は適用しない。



「当該特典条項特例届出書等」と、第三項中「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第七項までの規定は適用しない。

第二条の第三十一項の規定は相手国団体上場

株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該相手国団体上場株式等記載等につき

法人が当該株式回収・換金等の手続等に基づき特典条項・特例届出書等を提出する場合について、同条第十二項から第十七項までの規定は相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該相手国団体上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項・特例届出書等を提出した場合に

ついて、それぞれ準用する。この場合において、同条第十七項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「第九条の七第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

一 第一項の規定により提出する特典条項条約を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

届出書等を受理した同項に規定する源泉徴収義務者 当該特典条項の規定により提出する特典条項特例

届出書等又は前項において準用する第二条の三第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者

当該特典条項特例届出書等又は當該書面（第三回国團体配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

を受ける第一条の四第一項に規定する第三国子體配当等（以下この条において「第三国子體配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徵収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手國等との間の租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとする場合には、第二条の

四の規定にかかわらず、当該第三国団体配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、同条第一項又は

等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済み条約届出書等」という。）を提出している場合には、前項  
8 第一項の場合において、非居住者又は外国法  
提出する特典条項条約届出書等について準用する。

等」という。」を提出している場合には、前項の規定にかかるわらず、その支払を受ける対象第三国団体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特

典条項約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項

ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

第二条第三項の規定は、第一項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項約定について準用する。

非居住者又は外国人法人で、その支払を受ける  
対象第三国団体配当等（特定利子配当等に該当  
するものに限る。以下この項において「特定第

条の九第三項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの

が、既に支払を受けた特定第三国団体配当等につき当該特定第三国団体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条

約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済約届出書等」という。）を提出している場合には、

第一項又は第二項の規定にかかるらず、その支払を受ける特定第三国団体配当等に係る特典条項、条約届出書等の提出は省略することができる。

第三回　本多喜一郎の二度の見返は、前回の三  
事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なる  
ときは、この限りでない。

第三項及び第二条第三項の規定は前項の非居住者又は外国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

第二条の四第七項の規定は、第三国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該第三国団体配当等につき第一項の規定に基づき

二 その他参考となるべき事項

三 第二号に掲げる理由の詳細を明らかにする  
書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む)の定配当等(無記名特定配当等を除く。以下「この項目及び第五項において「対象特定配当等」という。)につき所得税法第八百八十二条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について前項に規定する租税条約の特定配当等に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象特定配当等の支払を受ける日の前日以前三年内のいずれかの時において、その支払を受けた特定配当等(当該特定配当等に係る源泉徴収義務者を経由して前項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済み条約届出書等」という。)を提出している場合には、前項の規定にかかるわらず、その支払を受ける対象特定配当等に係る特典条項関係書類等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済み条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

四 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

五 居住者は又は内国法人で、その支払を受ける対象特定配当等(特定利子配当等に該当するもの)に係る第二条の五第一項第二号に規定する相手國団体が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

に限る。以下この項において「特定対象配当等」という。)につき所得税法第八十一条、第二百九条の二若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十一条の九第三項の規定により徵収されるべき所得税について第一項に規定する租税各約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定対象配当等につき当該特定対象配当等に係る源泉徵收義務者を経由して同項の所轄稅務署長に対し条約届出書等(特典条項關係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。)を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その支払を受ける特定対象配当等に係る特典条項條約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項條約届出書等の記載事項が提出すべき特典条項條約届出書等について準用する。この限りでない。

第三項及び第二条第三項の規定は、前項の居住者又は内国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項條約届出書等について準用する。

第二条の五第七項及び第八項の規定は、特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項條約届出書等について準用する。

第一項の場合において、居住者又は内国法人が第二条の五第九項に規定する支払の取扱者から交付を受ける同項に規定する特定上場株式等配当等(第十項において「特定上場株式等配当等」という。)につき租税特別措置法第九条の二第一項の規定により徵収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするときは、当該居住者又は内国法人は、特典条項條約届出書等に代えて、第二条の五第九項に規定する特例届出書(同項の規定により添付すべき書類の添付があるものに限る。)に特典条項關係書類等を添付した書類(次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という。)を提出することができる。

する特定上場株式等配当等」と、「約議届出書等」とあるのは、「第八項に規定する特例届出書」と、「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは、「当該特典条項特例届出書等」と、第三項中「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第七項までの規定は適用しない。

第二条の五第十二項の規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定に基づき特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十三項から第十八項までの規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十八項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは、「第九条の九第一項に規定する特典条項特例届出書等」と、「当該届出書」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは、「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

11 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等を受理した同項に規定する源泉徴収義務者 当該特典条項条約届出書等

二 第八項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は前項において準用する第二条の五第五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者当該特典条項特例届出書等又は当該書面

(居住者証明書の提出の特例)

第九条の十 非居住者若しくは外國法人又は居住者若しくは内国法人(以下この項及び次項において「非居住者等」という)がその支払を受ける国内源泉所得に対する所得税につき控税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けるため、第二条第一項及び第二項(同条第六項又は第七

項の規定の適用を受ける場合に限る。)並びに同条第十五項(同条第十六項の規定の適用を受ける場合に限り、第九条の五第九項において準用する場合を含む。)第二条の二第一項、第二项前段(同条第十一項において準用する場合を含む。)及び第八項、第二条の四第一項、第二项前段(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第九項、第一条の三第一項、第二项前段(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第八項、第二条の四第一項(同条第十一項において準用する場合を除く。)及び第三項の規定の適用を受ける場合に限る。)及び第四項、第四条第十二項、第十三項前段及び第五项(同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。)及び第九項(同条第七項の規定の適用を受ける場合を含む。)、第十二項、第十三項及び第十八項の規定に基づいてこれらの規定に規定する届出書(書面又は還付請求書をこれららの規定に規定する源泉徴収義務者又は支払の取扱者(以下この条において「源泉徴収義務者」という。)を経由して、これらの規定に規定する所轄税務署長に対し提出する場合に、当該非居住者等が居住者証明書を当該居所若しくは主たる事務所の所在地若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地について確認を受けたとき(当該届出書、書面又は還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限る。)は、これらの規定にかかわらず、当該届出書、書面又は還付請求書への当該居住者証明書の添付は省略することができる。

前項に規定する源泉徴収義務者は、同項の規定の適用を受けようとする非居住者等から居住者証明書の提示を受けた場合には、当該居住者証明書の写しを作成し、これを国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地においてその提示を受けた日から五年間保存しなければならない。

**第十条** 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条法律第二百二十六号)第三十七条の三、第五十三条第三十八項、第三百四十四条の八若しくは第三百二十二条の八第三十八条(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による外國税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第三十九項若しくは第三百二十二条の八第十八項に規定する外国の法人税等の額のうちに規定第三十七条の三若しくは第三百四十四条の八に規定する外國の所得税等の額又は同法第五十三条第三十九項若しくは第三百二十二条の八第十八項に規定する外國の法人税等の額のうちには、控除を受けるべきみなし外國税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外國税額を証明する書類を含むものとする。

一 所得税法第九十五条第十項又は第十一項の規定により同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、同項第三十九号に規定する修正申告書又は同項第四十号の二に規定する更正請求書に添付すべき書類

二 法人税法第六十九条第二十五項から第二十七項まで又は第三十一項の規定により同条第二十五項に規定する申告書等(同法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと含む。)に添付すべき書類

三 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の十九第九項又は第四十八条の二第十項の規定により地方税法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第二項の規定による申告書に添付すべき書類

四 地方税法施行令第九条の七第二十九項又は第四十八条の十三第三十条(同令第五十七条の二において準用する場合を含む。)の規定により地方税法第五十三条第一項、第三百四十四条の二において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は同法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

(住民税の免除を受ける者の届出)  
**第十一條** 租税条約が住民税（道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税をいう。以下この条において同じ。）についても適用がある場合には、住民税の所得割の納稅義務者（当該租税条約の適用を受けることにより住民税の所得割の納稅義務がなくなる者を含み、地方税法第四十五条の三第一項又は第三百十七条の三第一項の規定による申告書が提出されたものとみなされる者を除く。）は、当該年度の初日の属する年の前年ににおいて、当該租税条約の規定に基づき住民税が免除されることとなる所得（第七条又は第八条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該所得につき住民税の免除を受けようとするときは、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに当該所得が第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七条第一項各号、第八条第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該年の一月一日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。）に提出しなければならない。（この場合において、当該届出書を提出する者は同条第一項に規定する学生、事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者であるときは、当該届出書にそれぞれ同項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付しなければならない。  
(租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続)

三、当該租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至るべき事項

四、当該租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ることを証明するためには、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

五、申立書を提出する者が国税通則法第百七十二条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

六、その他参考となるべき事項

2、前項の申立書には、同項の租税条約の規定に適合しない課税を受けたことを証明するためには、当該租税条約の相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした者は、当該申立てに係る当該租税条約に規定する協議の対象となる事項のうち財務大臣と当該租税条約の相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に規定する期間を経過しても当該租税条約に基づく合意に至らないものがある場合において、当該合意に至らないものにつき当該租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する仲裁を要請しようとするときは、次の方号に掲げる事項を記載した要請書を國税庁長官に提出しなければならない。

一、要請書を提出する者の氏名、住所若しくは居所及び個人番号（個人番号を有しない個人については、氏名及び住所又は居所）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人（法人税法第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。第三項第一号において同じ。）にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地）

二、申立書を提出する者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納税地及び当該申立書を提出する者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地）

二　要請書を提出する者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第六号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納稅地及び当該要請書を提出する者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三　当該租税条約に規定する申立てをした年月日

四　当該仲裁の要請の対象とする事項及び年、事業年度又は年度

五　当該仲裁の要請の対象とする事項につき、我が国における審査請求又は訴えについての裁決又は判決（以下この号において「裁決等」という。）がない旨及び当該租税条約の相手国等における裁決等に相当するものがない旨

六　要請書を提出する者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七　その他参考となるべき事項  
(双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続)

第十三條 居住者で、相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされるものは、当該相手国等との間の租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国又は締約者の決定に係る当該租税条約に規定する協議につき申立てをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申立書を国税局長官に提出しなければならない。

一　申立書を提出する者の氏名、国内における住所又は居所、個人番号及び申立書を提出する者の当該租税条約の相手国等における住所又は通常の滞在地

二　当該租税条約のそれぞれの締約国又は締約者の居住者として、それぞれの締約国又は締約者において課稅を受け、又は受けけるに至る事實

（利子所得に相手国等の租税が課されている場合にあつては、その定められている事項合の外国税額の還付）

**第十三条の二** 居住者が支払を受けるべき租税特別措置法第三条に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等の租税の額（みなし外国税額を含む。以下この条において「相手国等の租税の額」という。）がある場合における、当該居住者が、当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による所得税の還付を受けようとするときは、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第九号及び第十号に掲げる書類添付して、これを、当該居住者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該一般利子等の支払を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二 当該一般利子等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

三 当該一般利子等の支払の取扱いをする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 当該一般利子等で債券に係るもの支払を受ける場合、当該債券の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）額面金額及び数量、その取得の日並びに当該一般利子等の金額及びその支払期日

ロ 当該一般利子等で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合、当該一般利子等の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該一般利子等の金額及びその支払期日

五 当該一般利子等につき所得税法第二百八十一條第一項及び第二百八十二条の規定により徴収された所得税の額

六 当該一般利子等につきその支払の際に課される相手国等の租税の額

七 当該還付を受けることができる事情の詳細その他参考となるべき事項

九 第五号に掲げる金額を証する書類  
八 前項の還付請求書を受理した税務署長は、同項に規定する一般利子等につき所得税法第百八十二条の規定により徴収された所得税の額を限度として当該相手国等の租税の額に相当する金額を当該還付請求書を提出した居住者に対して還付する。この場合において、当該居住者に対する同法第九十五条の規定の適用については、当該相手国等の租税の額は、同項に規定する外国所得税の額には含まれないものとする。  
七 租税条約が住民税（道府県民税及び都民税をいう。以下この項において同じ。）についても適用がある場合において、地方税法第二十四条第一項第五号に規定する納稅義務者（居住者に限る。以下この条において同じ。）が支払を受けるべき同法第二十三条第一項第十四号イに規定する利子等につきその支払の際に課される相手国等の租税の額がある場合（当該相手国等の租税の額が前二項の規定により還付される所得税の額を超える場合に限る。）において、当該納稅義務者が、当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該租税条約の規定による住民税の還付を受けようとするときは、第一号から第三号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第四号及び第五号に掲げる書類を添付して、これを、当該利子等の同法第七十一条の十に規定する特別徴収義務者の営業所等の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。  
六 第一項第一号から第八号までに掲げる事項所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該特別徴収義務者の当該利子等に係る支払又はその取扱いを行ふ地方税法第二十四条第八項に規定する営業所等の所在地  
五 当該利子等につき地方税法第七十七条の五及び第七十一条の六の規定により徴収された利子割の額  
四 第一項第九号及び第十号に掲げる書類  
三 当該利子等につき地方税法第七十七条の五及び第七十一条の六の規定により徴収された利子割の額  
二 当該利子等の特別徴収義務者の氏名及び居所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該特別徴収義務者の当該利子等に係る支払又はその取扱いを行ふ地方税法第二十四条第八項に規定する営業所等の所在地  
一 第一項第一号から第八号までに掲げる事項所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該特別徴収義務者の当該利子等に係る支払又はその取扱いを行ふ地方税法第二十四条第八項に規定する営業所等の所在地







とする届出書等提出者又は同項の非居住者は若しくは外国法人が、第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者から通知を受けた識別符号（当該届出書等提出者は当該非居住者若しくは外国法人を他の者と区別して識別するための符号をいう。）及び暗証符号を用いて、当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に届出書等記載情報を送信すること。

ハ 第一項又は第二項の規定により電磁的方法により届出書等記載事項の提供をしようとする届出書等提出者又は同項の非居住者は若しくは外国法人が、その提供の際、第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者に届出書等提出者等確認書類（官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）で、当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものをいう。ハにおいて同じ。）を提示し、当該届出書等記載事項を記録した電磁的記録に記録されている当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と同一であることについて当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者の確認を受けること。

四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

五 電子証明書 電子署名を行つた者を確認するため用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

（還付加算金等）

第十五条 次の各号に掲げる国税の還付金又は過誤納金（以下この項及び次項において「還付金等」という。）について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、当

該還付金等の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のため支払決定をする日又は当該還付金等につき充當をする日（同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第四条第七項若しくは第十四項（同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。）又は第八条第三項の規定による還付の請求に係る国税の還付金（当該還付の請求があつた日）

二 法第三条第二項の規定による還付の請求に係る国税の還付金（当該還付の請求があつた日）

三 税租条約の規定に基づき所得税の軽減又は免除を受ける者が第二条第一項、第二条の二第一項、第四条第一項から第五項まで若しくは第十二項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第九条の五第一項又は第九条の六第一項若しくは第十三項の規定による届出書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき所得につき所得税法第四十一条の十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徴収された所得税がある場合におけるその徴収された所得税に相当する国税の還付金（当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日）

四 租税条約の規定に基づき第三条の四第一項又は第四項に規定する所得に対する所得税の軽減又は免除を受ける者が同条第一項若しくは第四項、第九条の五第十二項又は第六第十二項の規定による還付請求書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき当該所得につき租税特別措置法第四十二条の十二第三項の規定により徴収された所得税で法第三条の三第一項又は第二項の規定による還付を受けなかつた金額に相当する国税の還付金（当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日）

五 法第五条の二第五項の規定による還付の請求に係る国税の還付金（当該還付の請求があつた日）

六 第十三条の二の規定による還付の請求に係る国税の還付金（当該還付の請求があつた日）

七 第十四条第一項の更正の請求又は同条第二項の規定による還付の請求に係る還付金等当該更正の請求又は還付の請求の基団となつた租税条約の効力発生の日

2 前項第七号に掲げる還付金等について還付計算金を計算する場合において、その更正の請求又は還付の請求が租税条約の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過する日後にされたときは、当該還付金等については、当該一年を経過する日の翌日からその更正の請求又は還付の請求があつた日までの期間は、同項の期間から控除して、同項の規定を適用する。

3 第一項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる国税の還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号に掲げる還付金とみなす。

4 第十三条の二第四項又は第五項の規定によつて還付し、又は充当する場合には、同条第三項の規定による還付の請求があつた日を地方税法第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（提出物件の留置き、返還等）

**第十五条の二 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）**第三十条の三の規定は、法第九条第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置等への国税に関する犯則事件の調査に関する規定の準用）

**第十六条** 法第十条の二の質問、検査若しくは領置、法第十条の三の臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押え、法第十条の三の二の差押え又は法第十条の三の三の鑑定の嘱託については、その性質に反しない限り、国税通則法施行令第十章の規定を準用する。

2 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十六条第一項（同項の表法第二百四十四条（身分の証明）の身分証明書の項に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の四において準用する国税通則法百四十条の身分証明書の様式及び作成の方針について準用する。この場合において、同令第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と読み替えるものとする。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)  
十六条の二 法第十条の五第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第七号及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）を行なう者（特定取引を行う者は、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イから八までに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）。次号及び第三号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地国（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の八第一項第七号イにおいて同じ。）の名称及び当該居住地国（外国に限る。）においてその者の納稅者番号がある場合には、当該納稅者番号

イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第三項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託

ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合は法人に限るものとし、当該特定取引を行なう者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第三項第一号イ（2）において同じ。）である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三 特定取引を行う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と前号の居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細

四 特定取引を行う者が特定組合員である場合には、当該特定組合員等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在及び地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その旨を含む。）

五 特定取引を行う者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時における住所及び生年月日（当該取引の旨を含む。）

六 特定取引を行う者が特定法人（法第十三条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者（法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の内居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

九 特定取引が令第六条の八第一号に掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当する場合に、その旨及びその該当する事実

十一 その他参考となるべき事項

十二 及び第十六条の十三において同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

2

前項第二号、第七号及び第九号に掲げる事項（納税者番号に係る部分に限る。）については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等（法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

5

一 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（直近の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

二 イ又はロに掲げる書類及び法人確認書類イ 法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。ロにおいて同じ。）と当該内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれかをいう。

7

前項第二号に規定する法人確認書類とは、内国法人の次に掲げる書類（当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）のいずれかをいう。

一 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機關の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくは主

三 特定取引を行なう者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と前号の居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細

四 特定取引を行なう者が特定組合員である場合には、当該特定組合員等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在及び地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その旨を含む。）

五 特定取引を行なう者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時における住所及び生年月日（当該取引の旨を含む。）

六 特定取引を行なう者が特定法人（法第十三条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者（法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の内居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

九 特定取引が令第六条の八第一号に掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当する場合に、その旨及びその該当する事実

十一 その他参考となるべき事項

十二 及び第十六条の十三において同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号において同じ。）の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

九項第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（直近の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

二 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日）の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

三 報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。以下この項において同じ。）がその提出する報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成二一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報を記録された当該提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであるとの確認をした場合には、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、令第六条の二第二項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたるものとみなす。）

四 令第六条の二第三項第二号に規定する総務省令で定める情報は、第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項とする。

五 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証）に記載された書類）

二 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

三 報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項第五号において「代理権」とい

これらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可（金指図）といふ。）に関する書類

四 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者の居住地国を示す情報（住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十五項各号に掲げる情報又は代理権とする。

五 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証）に記載された書類）

二 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

三 報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項第五号において「代理権」とい

のうちから継続的に送金をするための指図（次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。）に関する書類

四 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者の居住地国を示す情報（住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十五項各号に掲げる情報又は代理権とする。

五 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証）に記載された書類）

二 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

三 報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項第五号において「代理権」とい

関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に関し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行つている場合を除く。）

令第六条の三第七項に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに関する照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為とする。

令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 令第六条の三第十項に規定する法人既存特定取引契約者等（次号において「法人既存特定取引契約者等」といい、同号に掲げるものを除く。）本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所

二 法人既存特定取引契約者等（法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託に限る。以下この号において「特定信託」という。）次に掲げる場所

イ 当該特定信託が法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合には、当該法人等に係る同号イに定める国又は地域に所在する同号イの本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場合には、住所又は居所、その事業が管理され、かつ、支配されている場所

ロ 当該特定信託がイに規定する場合に該当しない場合には、当該特定信託に係る法第十三条の五第八項第六号ハに定める者の本店又は主たる事務所の所在地（その者が個人である場合には、住所又は居所）、その事業が管理され、かつ、支配されている場所

その他これらに類する場所

令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合は、報告金融機関等が犯

罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合において、同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下この項において同じ。）に付記し、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したこととする。

令第六条の三第十四項に規定する総務省令、財務省令で定める記録は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第三項後段の規定により別途作成することとされる記録とする。

二以上の者が一以上の他の者との間で締結している特定取引に係る契約は、令第六条の三第十九項の特定取引に係る契約及び既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約に含まれるものとする。

令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人は、同号ロの個人既存特定取引契約者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十一条第二項各号に定める者に該当する場合における当該各号に定める者に係る当該各号に掲げる法人とする。

令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者）をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（当該特定対象者の住所等所在地国（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。以下この条、第十六条の五の二第二項及び第十六条の十三において同じ。）と認められる国若しくは地域（外国に限る。）として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものに限る。）があるものが有する法人番号をいう。）の特定をした場合において、その次項において同じ。）とする。

報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その

保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国）をいう。以下この項及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。）に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行つた者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方針により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

12 令第六条の三第三十四項第三号に定める特定取引に係る契約に係る資産の価額は、外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された金額を、その年の十二月三十一日（同条第二十三項第二号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する該当しないこととなつた日とし、同項第四号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなつた日とする。）における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額とする。

13 令第六条の三第二十四項第三号の特定取引に係る契約が二以上の者と報告金融機関等との間でその営業所等を通じて締結されている場合は、当該特定取引に係る契約に係る同号に規定する特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額とする。

14 令第六条の三第二十四項第五号イに規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げるる情報とする。

一 居住地国を示す情報

二 現在の住所又は居所

三 電話番号（外国语を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。）

四 自動送金指図

五 代理権を有する者の住所又は居所

令第六条の三第二十四項第五号ロに規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げるる情報とする。

一 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（令第六条の三第二十四項第五号ロに規定する郵便物をいう。次号において同じ。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により

二 前号に規定する者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（同号に掲げる場所を除く。）  
（既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）

**第十六条の四** 法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、報告金融機関等が特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号とする。

法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の区分に応じ当該各号に定める書類（そのものの氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）とする。  
一 れか  
イ 住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）  
ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険・雇用保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

二 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市長から支給される手帳）、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものを

本 病者手帳（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第一百四条の第四項（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限りる。）

ト 国税若しくは地方税の領収証書、納稅証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条に規定する社会保険料をいう。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

チ 旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第一条第五号に規定する旅券をいう。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

ト 旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第一条第五号に規定する旅券をいう。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

リ 一 イ からチまでに掲げる書類のほか、官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含む。以下この項において同じ。）から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務

れか 法人 当該法人の次に掲げる書類のいず

所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。)  
口 国税若しくは地方税の領収証書 納税証明書又は社会保険料(所得税法第七十四条规定各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。)  
ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限る。)  
イ 当該人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この号において同じ。)当該人格のない社団等の次に掲げる書類のいずれか  
イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。)の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの  
前号ロに掲げる書類  
ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限る。)  
法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合  
当該組合の次に掲げる書類のいずれか  
イ 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものの当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの  
ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに

類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものの（有効期間又は有効期限のあるものについては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

五 法第十条の五第八項第六号口に掲げる事業体 当該事業体の前号イ又はロに掲げる書類に準ずるもの（いずれか）

六 法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託 当該信託の次に掲げる書類の（いずれか）（当該信託が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託である場合には、次に掲げる書類のいずれか及び第一号から第三号までに掲げる当該信託の受託者の区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。））

イ 当該信託に係る信託契約書の写しで、その受託者の当該信託のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものについては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

報告金融機関等の営業所等の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第三項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項が同項後段の規定により提示を受けた書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同条第三項の規定により届出書を提出する場合について準用する。

（届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の五 法第十条の五第四項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総

一 第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する特定取引を行う者の居住地国に係る部分に限る。）

二 第十六条の二第一項第六号に掲げる事項（特定法人（法第十条の五第四項の報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項第七号に掲げる事項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る。次号において同じ。）に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。）

三 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

四 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

五 第十六条の二第一項第十号に掲げる事項（以下この条及び第十六条の十三において「異動届出書」という。）に記載すべき同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項の異動を生じた後の第十六条の二第一項各号に掲げる事項及び法第十条の五第四項の規定により異動届出書を提出する者が同項に規定する異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第六項に規定する届出書等（次条第二項及び第十六条の十三第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。

六 第十六条の二第三項の規定は、法第十条の五第五項において準用する同条第一項後段の規定を適用する場合について準用する。

七 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

八 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出し





(送信者又は当該送信者との契約によりファイアルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び次項において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報(次項において「記載情報」という。)を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

三 当該法人が解散したときは、その残余財産の全部が当該法人に係る前号の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。前項第一号及び第二号に規定する完全支配關係とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該者と当該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）をいう。この場合において、当該者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該者との間に直接完全支配関係が

ある場合には法人に限るものとし、当報告対象契約に係る特定取引を行つたが特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。)が遺法人等である場合 当該遺産法人等に  
る被相続人 口において當該報告対象契約に係る特定取引を行つた者(当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合は、当該特定信託受託者。口において同じ。)の特定居住地国(法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。以下この号において同じ。)の名称及び当該特定居住地国(外国に限る。)において当該特定取引を行つた者の納税者番号がある場

4  
令第六条の十四第四項の規定により読み替えるに適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第1号（トを除く。）に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

5  
第三項第一号于に規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一 第十六条の九第二項第一号に掲げる所得に係る収入金額

二 第十六条の九第二項第二号に掲げる所得に係る収入金額

三 第十六条の九第二項第五号に掲げる所得に係る収入金額

四 前三号に掲げるもの以外の収入金額

録されている記載情報について、提供を受ける者が電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置が講じられているものでなければならない。

ある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一　一の外国の政府（当該外国の一又は二以上の地方公共団体を含む。）

八 には、当該納税者番号（報告金融機関等保有している場合に限る。）

四 報告対象契約に係る資産の価額及び資産の運用、保有又は譲渡による収入金額は、外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、その前二号におけるもの以外の取扱い全般

二 当該法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人に係る外国政府等グループ（前号の外交団等及び当該外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいう。以下この項において同じ。）に属する他の法人の確定した決算において経理される場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）における当該法人であること。

イ 当該法人の行う事業が、公法上の禁止の措

する報告対象契約をいう。以下この条において同じ。)が法第十一条の六第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項  
イ 当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者(次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。イ及びロにおいて同じ。)の氏名、住所(二(2)に定める者にあつては、

本に附する)  
は、当該報告対象契約に係る特定取引が令  
六条の人第一号トに掲げる信託に係る契  
の締結である場合には、当該信託の受益  
(特定居住地国が報告対象国である者に  
る)に係るイ及びロに掲げる事項  
ヘ 報告金融機関等が当該報告対象契約を  
別するためて用いる番号、記号その他  
符号

7 行うものとする  
報告金融機関等が法第十一条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。）を法第十一条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用して行政の推進等に関する省令第四条第一項から

（二）該法人の行為が公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合  
（三）当該法人の事業活動からもたらされる経

その者の死亡の時における住所) 及び生年  
月日又は名称及び本店若しくは主たる事務  
所の所在地(報告金融機関等が保有してい  
る場合に限る。)

ト　その年の十二月三十一日における当該  
告対象契約に係る資産の価額  
チ　その年における当該報告対象契約に係  
資産の運用、保有又は譲渡による収入金

第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

ハ 潤利の利益が当該外国政府等グループに属する法人以外の者によつて享受される場合において、当該経済的利益の享受が当該法人の事業の目的に照らして適當であると認められないとき。

ハ 当該法人が銀行業、信託業、金融商品取

(1) 当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合（（2）に掲げる場合を除く。）当該報告対象契約に係る特定取引をその業務として行つた該特定組合員等に係る組合等

及びその種別  
リト及びチに掲げる事項の金額を表示す  
通貨の種類  
又その他参考となるべき事項

引業、生命保険業その他の金融業を行う場合には、当該金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部が当該外国政府等

(2) 当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等以外の者で

イ 前号イに掲げる事項  
ロ 当該報告対象契約が法第十条の六第一  
第三号に掲げる契約に該当する旨



(提出物件の留置き、返還等)

**第十六条の十四** 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第十条の九第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

(相手国等からの個人番号の受領)

**第十六条の十五** 国税庁長官は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（次項において「相手国等税務当局」という。）から、当該相手国等との間の法第二条第一号に規定する租税条約等に定めるところにより、当該相手国等の法令の規定により収集された個人番号の受領をすることができる。

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の二十五の項又は五十七の項の下欄に掲げる事務の処理に必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

(相手国等の租税の徴収の共助)

**第十七条** 法第十一条第二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条第一項に規定する共助対象者の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）

二 法第十一条第一項に規定する共助対象外国の租税を特定する事項

三 その他必要な事項

3 国税通則法施行規則第十条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十六条第一項及び第三項並びに国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）（第二条第二項を除く。）の規定は、法第十二条第四項において国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定を準用する場合並びに令第七条第一項において国税通則法施行令及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、国税通則法施行規則第十六条第一項において「走めるところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と、同項の表中「納付通知書」とあるのは、「提供通知書」と、「納付催告書」とあるのは、「提供催告書」と、

付受託証書」とあるのは、「任意提供受託証書」と、国税徴収法施行規則第三条第一項中「一定のところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と、同条第二項中「の納付受託証書」とあるのは、「の任意提供受託証書」と約等に定めるところにより、当該相手国等の法令の規定により収集された個人番号の受領をすることができる。

**第十八条** 国税通則法施行規則第一条第一項及び第二項並びに第一条の二の規定は、法第十二条の三第一項の規定により国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する場合について準用する。

**附 则** (施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(他の省令の廃止)  
第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税に関する省令（昭和三十一年大蔵省令第十三号）  
二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する法律の施行に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に伴う二重課税の回避に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第四十六号）  
三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第三十号）  
四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十三年大蔵省令第三十一号）  
五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十四年大蔵省令第三十二号）  
六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する法律の施行に関する省令（昭和三十五年大蔵省令第三十三号）  
七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十六年大蔵省令第五十九号）  
八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタヒチとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第六十号）  
九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十四号）  
十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十六号）  
十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十年大蔵省、自治省令第一号）  
十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十年大蔵省、自治省令第二号）  
十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第六十六号）  
十四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドバイ連邦共和国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大蔵省、自治省令第一号）  
十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省令第四十五号）  
十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省令第四十五号）

ト・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第二号）  
十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタヒチとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十六号）  
十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第四十四号）  
二十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十六号）  
二十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十六号）  
二十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフランス共和国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第六十六号）  
二十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省令第四十五号）  
二十四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドバイ連邦共和国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省、自治省令第一号）  
二十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十五年大蔵省令第四十五号）  
二十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート

ト・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
二十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
二十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタヒチとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十六号）  
二十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第四十四号）  
三十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十六号）  
三十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十六号）  
三十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフランス共和国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第六十六号）  
三十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
三十四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドバイ連邦共和国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省、自治省令第一号）  
三十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十五年大蔵省、自治省令第一号）  
三十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート

ト・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
三十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
三十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタヒチとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十六号）  
三十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第四十四号）  
四十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十六号）  
四十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十六号）  
四十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフランス共和国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第六十六号）  
四十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大蔵省、自治省令第一号）  
四十四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドバイ連邦共和国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省、自治省令第一号）  
四十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とセイロン政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十五年大蔵省、自治省令第一号）  
四十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート







規定する対象株主等配当等については、なお従前の例による。

**新規則第九条の六第七項の規定は同項に規定する免税芸能外国法人が施行日以後に同項に規定する株主等所得につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律第三条第一項の規定による所得稅の還付を受けようとする場合について適用す**

(相手国団体配当等その他の配当等に係る所得の算出等に係る規定の適用を受ける者の税につき特典事項に係る規定の適用を受ける者の届出等に係る経過措置)

**第十条** 新規則第九条の七第五項、第九条の人第五項及び第九条の九第五項の規定は、これらの規定に規定する非居住者、外国法人、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべき居住者、外國法人、居住者又は内國法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する対象相手国団体配当等、特定第三国団体配当等又は特定対象配当等について適用し、旧規則第九条の七第五項、第九条の人第五項及び第九条の九第五項に規定する非居住者、外國法人、居住者又は内國法人が施行前に支払を受けるべき居住者、外國法人、居住者又は内國法人が施行する日の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第六条の次に一条を加える改正規定、第九条の第五項の改正規定(「及び第五条」を「、「第五条、第六条及び第七条」に改める部分に限る。」)、第九条の十一の改正規定、第十五条第一項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)、同条第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第二条の規定

二 第二条第一項第五号イの改正規定、同条第 四項第二号の改正規定、第二条の二第一項第六号イの改正規定、第二条の三第一項第六号イの改正規定、第二条の四第一項第六号イの改正規定及び第二条の五第一項第六号イの改

正規定 証券取引法等の一部を改正する法律  
(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

第九条の二 第五項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日）  
（保険料を支払った者等の届出等に関する経過措置）

項、「を加える部分に限る。」 平成二十二年  
一月一日

四 第九条の一第五項に「号を加える改正規定」所定の、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約が日本国について効力を生ずる日

第八項及び第二条の二第七項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第九条の三の二第一項」とあるのは、「租税特別措置法」とする。

**附 則** (平成二年三月三日総務省・財務省令第四号)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項において「改正法」という。)附則第十二条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十九条第五項及び第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「旧法」という。)第六十九条第十一項の規定の適用を受ける同項に規定する外国係会社の所得に對して課される外国法人税の額及び改正法附則第十六条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十九条第五項及び第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第八条の十五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する外国係会社の所得に對して課される外国法人税の額については、改正前の租税条例の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に關する省令第十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (平成二年三月三日総務省・財務省令第一号) 抄  
(施行期日)

**第一 条** この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第四号の改正規定(第九条の五の二第四項)を「第九条の六第四項」に改める。

部分に限る。）、第一条の三第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第二項の

改正規定（次の」を削る部分に限る）、第二条第一項の改正規定（第九条の五の「第二項」を第九条の六第四項に改める部分に限る）、同条第五項の改正規定（第九条の五の第二第四項）を第九条の六第四項に改める部分に限る）、同条第八項の改正規定（第二条の二第一項の改正規定（第九条の五の二第二第四項）を第九条の六第四項に改める部分及び「次の」を削る部分に限る）。

規定（「相手国」）を（「相手国等」）に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の七第一項の改正規定（「相手国等との」を「相手国等との」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の人第一項の改正規定（「相手国」）を「相手国等」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定（「相手国等との」を「相手国等との」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定（「相手国」）を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）並びに第十五条第一項第三号の改正規定 平成二十二年四月一日

二 第十条の改正規定 平成二十二年十月一日

附 則（平成二十三年六月三十日総務省・財務省令第一号）

1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第四項第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「新規則」という。）第十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条の規定は、新規則第十二条第一項に規定する居住者若しくは内国法人若しくは同条第四項に規定する非居住者又は新規則第十三条に規定する居住者がこの省令の施行の日以後にこれらの規定による申立書を提出する場合について適用し、改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「旧規則」という。）第十二条第一項に規定する居住者若しくは内国法人若しくは同条第三項に規定する非居住者又は旧規則第十三条に規定する居住者が同日前にこれらの規定による申立書を提出した場合については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一月一日総務省・財務省令第二号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の二第五項に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日（第六号に係る部分に限る。）所得に対する租

税に関する二重課税の回避のための日本国とイスとの間の条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日  
附 則（平成二十三年一二月一日総務省・財務省令第三号）  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第十条の改正規定（第三号に係る部分に限る。）及び次条第三項の規定 平成二十四年一月一日  
二 本則に一条を加える改正規定 平成二十五年一月一日  
(みなしお外国税額の控除の申告手続等に関する経過措置)  
**第二条** 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。  
新規則第十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に確定申告書等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定による申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。）又は連結確定申告書等（同法第八十一条の十九第二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第八十二条の二十二第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。  
新規則第十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。  
新規則第十条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第一項若しくは第四項又は第三百二十二条の八第一項若し

くは第四項の規定による申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年三月三一日総務省・財務省令第三号)

この省令は、平成二十五年五月三一日総務省・財務省令第二号)抄

(施行期日)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条第一項の改正規定、同条第四項第六号の改正規定、同条第五項及び第八項の改正規定、第二条の二第一項、第四項及び第七項の改正規定、第二条の三第一項及び第四項の改正規定、第二条の四第一項及び第四項の改正規定、第二条の五第一項及び第四項の改正規定、同条第八項の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分を除く)、第三条の二の改正規定、第三条の三の改正規定、第九条の二の改正規定、第九条の五第一項の改正規定(「これら」の規定)の下に「(第二条第十項の規定を除く。)」を加える部分を除く)、同条第二項の改正規定、第九条の六第一項の改正規定(以下第六項)を「以下第七項」に改める部分を除く)、同条第二項の改正規定、第二条の七第一項及び第二項の改正規定、第九条の八第一項及び第二項の改正規定、第九条の九第一項及び第一項の改正規定、第十三条の二の改正規定及び第十五条第一項第三号の改正規定(「若しくは第十項」を「若しくは第十三項」に改める部分を除く。)は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日総務省・財務省令第三号)

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日総務省・財務省令第二号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第四号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月九日総務省・財務省令第四号)

（施行期日）

**第一条** この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）

**第二条** 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第一項の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「旧規則」という。）第一項の二第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第一条の二第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の届出書又は還付請求書について適用する。

3 新規則第一条の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同項第一項又は第二項の還付請求書について適用し、施行日前に提出した旧規則第一条の三第一項又は第二項の還付請求書については、なお従前の例による。

4 新規則第二条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第二条第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

5 新規則第二条第十項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特例届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条第十項に規定する特例届出書については、なお従前の例による。

6 新規則第二条第十七項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提供した旧規則第二条第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

7 新規則第二条第十九項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。





び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条の八第一項第五号の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

**附 則**（平成二十九年三月三一日総務省・財務省令第三号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第八号の改正規定 平成二十九年十月一日

二 第十六条を第十五条の二（同条の次に二条を加える改正規定及び第十七条第三項の改正規定）平成三十一年四月一日

**附 則**（平成二十九年七月五日総務省・財務省令第四号）

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則**（平成二九年一二月二八日総務省・財務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
附 則（平成三十一年三月三一日総務省・財務省令第四号）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の二の改正規定（同条第一項第十号に係る部分を除く。）、第九条の三第二項の改正規定、第九条の四の改正規定、第九条の五第二項の改正規定及び第十条の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）平成三十一年四月一日

二 第十六条の八第一項第一号ハの改正規定 平成三十一年五月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年一月一日

（組合契約に基づく利益に係る所得税の免除を受けた者の届出に関する経過措置）

2 改正前の租税法等の特例等に関する法律の施行に関する省令第一項の第一項に規定する所得税法、相手国居住者等（次項において「相手国居住者等」という。）である個人が交付を受けた同条第一項に規定する配分利益（次項において「配

分利益」という。）で平成三十一年一月一日前に同条第一項に規定する金銭等交付日（次項において「金銭等交付日」という。）が到来するものについては、なお従前の例による。

3 相手国居住者等である法人が交付を受ける配分利益で平成三十一年一月一日前に開始した事業年度において金銭等交付日が到来するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成三十一年一月三〇日総務省・省・財務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、施行の日から令和二年三月三十一日までの間ににおける改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十六条の二（第六項の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「施行日」とい）三第六項及び第十六条の十の規定の適用については、同項中「第二十条第一項第二十四号」とあるのは「第二十条第一項第二十三号」と、同条中「同条第一項第二十四号」とあるのは「同条第一項第二十三号」とする。

**附 則**（平成三十一年二月二八日総務省・財務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
附 則（平成三十一年三月二九日総務省・財務省令第六号）抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年六月二八日財務省令第三号）抄

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二九日財務省令第三四号）抄

この省令は、令和元年七月一日から施行す

る。

**附 則**（令和元年一月二九日財務省令第三四号）抄

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

（施行期日）  
附 則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）抄

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則**（令和元年一二月二七日総務省・財務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年三月三一日総務省・財務省令第三号）抄

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。（特定日）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日総務省・財務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

この省令は、令和二年四月一日が当該特定日から二年を経過する日以後に到来する場合を除く。）までに間のうち、当該特定日から一年を経過する日まで及び同日の翌日から施行の前日までのそれぞれの期間内において少なくとも一回、第一条による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に当該特定をした国又は地域が新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなつた日（次号において「該当日」という。）から二年を経過する日までの間、年一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

二 当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一回、旧規則第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域に係る該当日から一年を経過する日まで又は同日の翌日から一年を経過する日までの期間のいずれかの期間内において、一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

三 当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一回、旧規則第十六条の三第九項の規定による措置をとつていた場合、当該特定をした国又は地域に係る該当日から一年を経過する日まで又は同日の翌日から一年を経過する日までの期間のいずれかの期間内において、一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

四 新規則第十六条の四第五項の規定により届出書を提出する場合について適用する。

第五条 新規則第十六条の五第三項の規定により届出書を提出する場合について適用する。

(報告金融機関等による住所等所在国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置) 第六条 附則第三条の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在国と認められる国又は地域(外国に限る。)の特定をした場合について準用する。この場合において、附則第三条中「第十六条の三第十一項」とあるのは、「第十六条の六第一項において準用する同令第十六条の三第十一項」と読み替えるものとする。(特定取引から除かれる取引等に関する経過措置)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項に規定する当該届出書（改正法第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の規定により提出された同項に規定する異動届出書を含む。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この条において「令和四年新規則」という。）第十六条の五第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該届出書が租税条約等の実施に伴う所得

除く。) 令和四年新規則第十六条の五第一項  
第一号中「第十六条の二第一項第二号」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得稅法  
法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律  
の施行に関する省令の一部を改正する省令  
(令和二年總務省・財務省令第四号)」による  
改正前の租税条約等の実施に伴う所得稅法  
法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律  
の施行に関する省令(以下この項において  
「令和四年旧規則」という。) 第十六条の二第一項  
第一項第二号」と、同項第二号中「第十六条の  
二第一項第六号」とあり、並びに同項第三号  
及び第四号中「第十六条の二第一項第七号」と  
あるのは「令和四年旧規則第十六条の二第一項  
第六号」と、同項第五号中「第十六条の二第一項  
第六号」と、同項第五号中「第十六条の二第一項  
第六号」とある。

の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税率等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度度」という。）を除く。）の所得に対する法人税額及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

**第七条** 新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等は、施行日前に当該報告金融機関等との間でその旧法第十条の五第七項第二号

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）

二第一項第十号」とあるのは「令和四年旧規則第十六条の二第一項第九号」と、「令第六条の十四第一項」とあるのは「租税条約等の

附 貞  
（令和二年六月三〇日 貞親省令第  
五六号）抄

附 貞  
（令和二年六月三〇日 貞親省令第  
五六号）抄

**第一条** この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
（法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）  
第二条 本省令は、第三条から第五条まで、第一條の規定を除く。第一條の規定を除く。

の原則)、川俣の三つ巴からこの二余を、第一番の

（第三条の規定による改正後の租税特

附則（令和二年四月八日総務省・財務

**第一条** この省令は、令和四年一月一日から施行（旅行期日）。

**（異動届出書の記載事項等に関する経過措置）**

**第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和）**

二年法律第八号。以下この条において「改正法」という。) 第十八条の規定による改正後の

二 当該届出書がこの省令の施行の日前に提出されたものである場合（前号に掲げる場合を

伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条

改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）。附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）。以下「改正令」という。附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一條の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。改正令第十七条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百二十二号）。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。改正令第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という）。第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第二十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という）。第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前

の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和二年九月三〇日総務省令第  
九四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日総務省・財務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日総務省・財務省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十一第七項の改正規定及び第十七条第三項の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。  
(所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置)

2 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十四条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

附 則（令和三年九月一七日財務省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一二月二八日総務省・財務省令第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日総務省・財務省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十一第七項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。  
(既存特定取引契約者の任意届出書の提出等に関する経過措置)

2 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第

十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「次に掲げる書類のいづれか」とあるのは、「次に掲げる書類のいづれか又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三一条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

2 通報書名を記入するときは、不規約文書を記入するものとする。  
3 情報、業務用又は事業用書類を記入する場合は、当該書類、業務用又は事業用書類を記入するものとする。  
4 落書き用紙を用いる場合には、落書き欄に、日本語表記で適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。